

1. 経済財政運営と経済・財政一体改革の推進

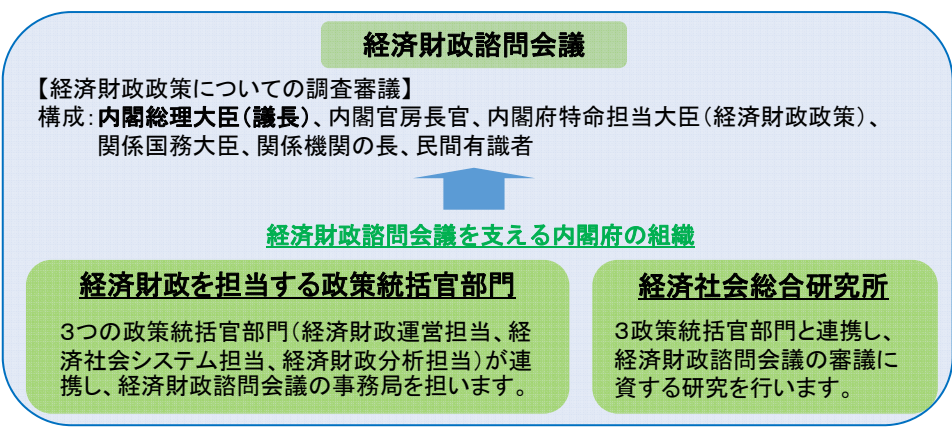
施策名：「経済財政運営と改革の基本方針2017（骨太方針）」に基づいた適切な経済財政運営
【30年度概算要求額：67百万円（前年度67百万円）】

事業概要・目的・必要性

- 経済財政諮問会議は、経済財政運営全般に係る基本的な方針を、内閣総理大臣の下で、国務大臣や有識者の意見を反映させながら審議し、取りまとめます。会議は、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項等について調査審議することなどの事務をつかさどっている。
- 経済動向に応じて、適切かつ機動的に経済財政運営を行うため、経済対策などの企画・立案・総合調整を行うほか、時々の政策課題に応じた経済政策を推進する。
- 骨太方針2017で掲げた政策課題に応じた経済財政政策を推進するため、企画立案機能強化を図る。

事業イメージ・具体例

- 経済財政諮問会議の運営を支え、有識者議員の活動を支援するための体制の整備
- 会議の調査審議を支えるに十分な専門調査会等を開催するための体制を整備
- 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する企画立案・総合調整



期待される効果

- 十分な体制を整備することで、経済財政諮問会議が経済財政運営の司令塔としての役割を果たす。
- 経済財政状況を踏まえた、適切かつ機動的な経済財政運営を行うことができる。

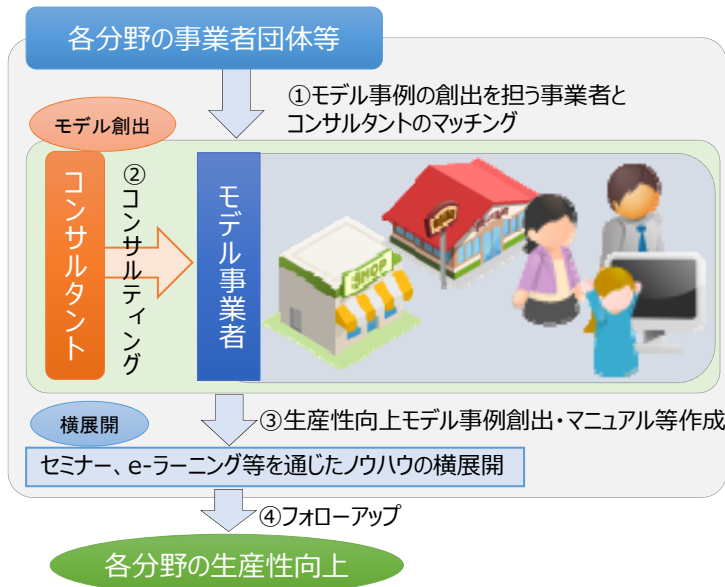
1. 経済財政運営と経済・財政一体改革の推進

施策名：中小企業・サービス業の生産性向上等
【30年度概算要求額：600百万円（新規）】

事業概要・目的・必要性

- 製造業の「カイゼン活動」等のノウハウを応用し、業種・業態別に抽出した具体的な労働生産性向上ノウハウを全国の中小企業・サービス業に展開する国民運動を、内閣府総理大臣をヘッドとする「生産性向上国民運動推進協議会」を中心に展開する。
- このため、中小企業・サービス業の生産性向上を、①従業員の役割分担の見直し、②在庫管理の最適化、③従業員の動線設計および最適な設備配置、④顧客感知の向上等について、異業種のノウハウを活用すること等により推進する。
- 具体的には、モデル的にコンサルティングを実施し、マニュアル等を作成するとともに、モデル事例から得られたノウハウをセミナー等を通じて横展開することにより、各分野の生産性向上の取組を推進し、更に、事後的なフォローアップを行い、今後の生産性向上の取組の運動推進につなげる。
- 加えて、経済財政諮問会議、生産性向上国民運動推進協議会等での生産性向上、人づくり等についての議論を充実させるため、研究会を設置する。

事業イメージ・具体例



期待される効果

- 各分野の特性に応じた生産性向上のノウハウを、単にモデル創出に取り組んだ事業者だけでなく、セミナー等を通じて広く横展開することで、分野全体の生産性向上を推進する。
- 生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る成長と分配の好循環の構築につながることを期待できる。

1. 経済財政運営と経済・財政一体改革の推進

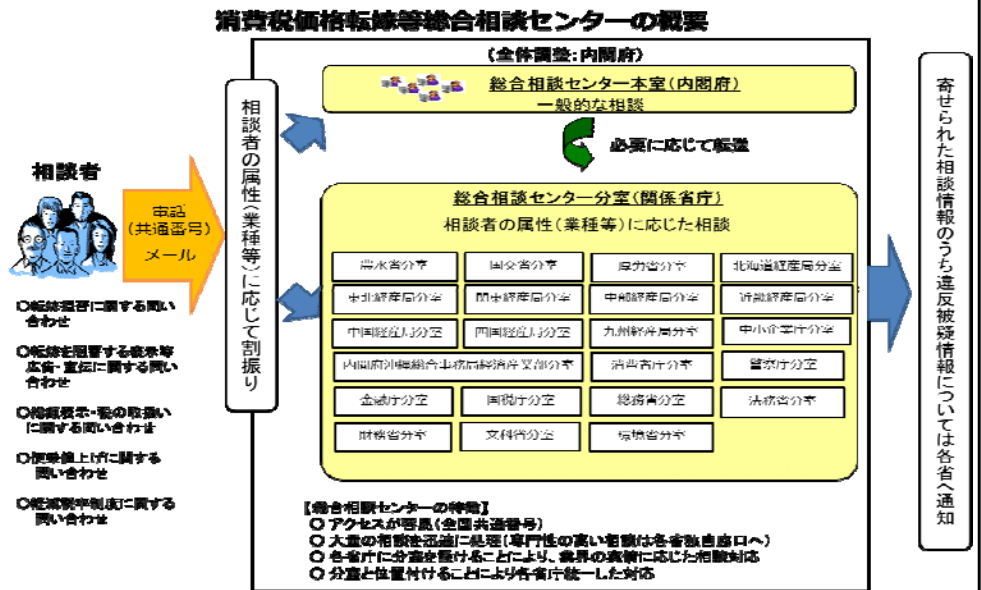
施策名：消費税転嫁拒否等に係る相談への適切な対応

【30年度概算要求額：205百万円（前年度206百万円）】

施策概要・目的

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁等の確保を図るため、消費税転嫁対策特別措置法が平成25年10月1日に施行されたことを受けて、全国各地からの転嫁拒否等に関する相談に対応するための政府共通の相談窓口として、内閣府に「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置され、運営が開始された。
- 当センターでは、転嫁拒否・阻害表示・総額表示・便乗値上げ・軽減税率制度に関する事業者や消費者からの相談について、電話・メールにより対応し、受け付けた相談事案については、必要に応じて関係省庁に情報提供を行うことで、転嫁拒否の調査等への適切な活用を図る。

施策イメージ・具体例



期待される効果

- 全国各地の事業者や消費者からの相談に的確に対応すること、消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報の受付機関として機能すること等により、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の確保を図る。

1. 経済財政運営と経済・財政一体改革の推進

施策名：統計改革への対応

【30年度概算要求額：208百万円（新規）、定員要求】

施策概要・目的

- 第193回国会における総理施政方針演説において、「長年手つかずであった各種の政府統計について、一体的かつ抜本的な改革を行う」とされている。
- 「統計改革の基本方針」（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）に基づき、GDP統計の推計に用いられる基礎統計やGDP統計の加工・推計手法等の改善、また、産業連関表の供給・使用表（SUT）体系への移行とその基盤となる基礎統計の拡充・改善等、GDP統計を軸にした経済統計の改善に、政府一体となって取り組んでいる。
- その一環として、基礎統計や加工・推計手法の改善を反映したGDP統計の改善、及びGDP統計の改善に関する研究を行う。

施策イメージ・具体例

1. 研究体制の強化

①産業連関表の供給・使用表（SUT）体系への移行に関する研究

- GDP統計の基盤となる産業連関表の供給・使用表（SUT）体系への移行に当たり、産業分類の見直しや生産物分類の検討に資する研究を行うほか、ビジネスサーベイなど拡充された基礎統計を基にしたバランシング手法などの推計手法の研究・開発を進める。

②医療・介護、教育の質の変化を反映した価格の把握手法に関する研究

- 医療・介護、教育の質の変化を反映した価格、実質値の把握手法に関する研究について、米国、欧州での先行研究を概観した上でデータの収集・整理、推計方法の検討等の研究を行う。

③新分野の経済活動の取り込み等に関する研究

- シェアリング・エコノミーなど現行GDP統計では捕捉し切れていない新分野の捕捉とGDP統計への取り込み等について研究を行う。

2. 国民経済計算部の取組強化

①国際基準への対応強化

- GDP統計に係る国際基準策定プロセスへの関与を強化するため、国際議論への積極的参画を図る。
- 現行の国際基準に則り、建築物リフォーム投資の包括的反映や娯楽作品原本の資本化に向けて推計手法を開発する。

②生産面の四半期速報の開発

③分配面の四半期速報の開発

- 産業別付加価値や家計可処分所得・貯蓄率等の四半期速報（QNA）等の推計手法の開発等を行う。

期待される効果

- GDP統計の改善により、より正確な景気動向判断や経済構造の把握を通じて、政策立案を支える基礎となるとともに、国民の合理的意思決定の基盤となる。

1. 経済財政運営と経済・財政一体改革の推進

施策名：ビッグデータを用いた新たな景気分析手法の開発

【30年度概算要求額：19百万円（前年度5百万円）】

施策概要・目的

- ビッグデータ（POSデータ、物流データを想定）を用いて新たな景気分析手法を開発する。
- 各経済主体の動向を的確にとらえ、正確かつ迅速な景気判断を行う。

<統計改革の基本方針

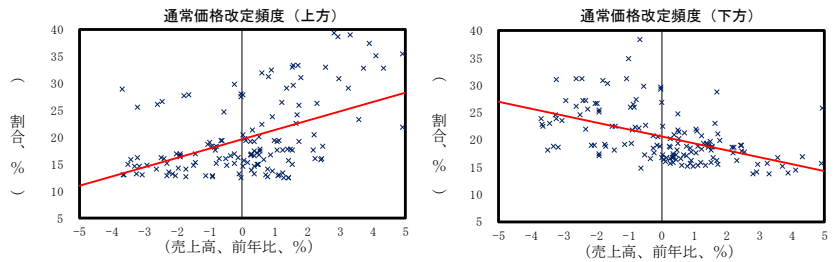
（2016年12月経済財政諮問会議決定）>

III. 新たなデータ源の活用と統計利用者の利便性の向上

- ビッグデータを用いた新たな景気動向把握のための指標として、POSデータをきめ細かく分析に利用する手法の開発に向けた検討を行う。（内閣府）
また、物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けて、調査機関と連携して研究を進める。（内閣府）

施策イメージ・具体例

- POSデータや物流データと既存の各種指標との相関関係や、景気基準日付との関係进行分析することなどにより、データの持つ特性やデータによって把握可能な情報を整理する。
- さらにデータを加工することによる景気指標として利用可能なデータを作成し、景気分析に活用する。
- 2017年の「経済財政白書」（下図）では、POSデータから分析した日用品等の価格動向と売上高の関係性を分析。
価格や売上等の動向は、消費者マインドを反映した動きとなっているため、今後、品目ベース等のより詳細な情報をリアルタイムで把握し、適切な分析を行うことで、景気動向についてもリアルタイムで把握できる。



期待される効果

- ビッグデータを用いた景気分析手法を開発することで、速報性が高く、またきめ細かい景気動向把握が可能となるため、景気変動や家計・企業の行動変化についていち早く把握することができる。
- これにより、自宜を得た経済財政運営をおこなうことができる。

1. 経済財政運営と経済・財政一体改革の推進

施策名：地域経済のきめ細かい実態把握

【30年度概算要求額：154百万円（前年度159百万円）、機構・定員要求】

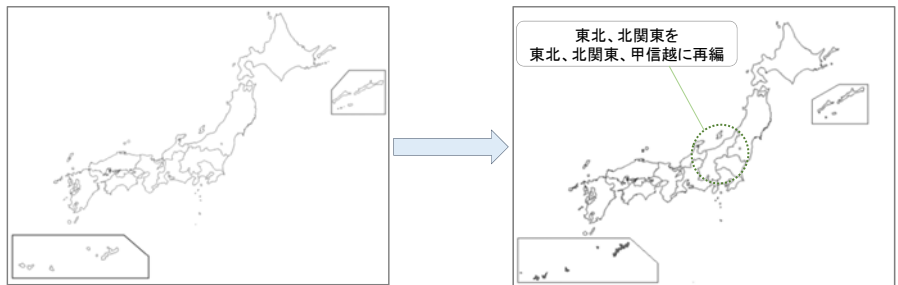
施策概要・目的

- 重要政策課題である地方創生、ローカルアベノミクスの定着を図ると同時に適時適切な地域レベルでの景気動向を把握。
- 地域単位のよりきめ細やかな現状把握、EBPM（証拠に基づく政策立案）の考え方に沿った構造問題の多角的な分析による地方活性化策の評価。
- 統計の地域区分の比較・再集計可能性向上に関する有識者、シンクタンク等からのニーズへの対応。

（注）「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日同会議決定）では「各府省統計間で異なっている地域区分について、比較・再集計可能性を、ユーザーニーズを踏まえつつ、着実に向上」とされている。

施策イメージ・具体例

- 既存統計の地域区分の不統一への対応
地域ブロックの区分を細分化（11区分→12区分）。分析の質的改善のため、より正確な地域間比較となるよう、既存統計の再集計や推計、季節調整作業を実施。
- 情報収集体制の強化
政府内の地方支部分局や日本銀行各支店だけでなく、地域シンクタンクとの連携を強化。



期待される効果

- 地域の経済動向をきめ細かく把握することで、政府の経済財政政策の企画・立案・運営に寄与。
- EBPMの考え方に沿った多角的な分析に基づく地域活性化策の政策評価に対するニーズへの対応。

1. 経済財政運営と経済・財政一体改革の推進

施策名：海外経済のリアルタイム分析

【30年度概算要求額：10百万円（新規）】

施策概要・目的

<施策概要>

マクロ経済政策の検討に資する景気判断の迅速化のため、近年、海外の中央銀行等において利用が進んでいるナウキャストリングの導入を行う。

その際には、推計精度の向上を図るため、ビッグデータ等の活用を進める。

<目的>

経済動向を的確に捉え、より迅速かつ正確な景気判断を行う。

(参考)

「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）（抄）

○我が国経済は、一部に改善の遅れもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、こうした雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。

○「統計改革推進会議最終取りまとめ」等に基づき、証拠に基づく政策立案（EBPM）と統計の改革を車の両輪として、一体的に推進する。EBPM推進の要となる機能を整備するとともに、政策、施策、事務事業の各段階のレビュー機能における取組を通じてEBPMの実践を進め、EBPM推進体制を構築する。

施策イメージ・具体例

○有識者よりヒアリングを実施し、ナウキャストリングモデルの開発・運用等に係る手法を聴取

○ヒアリングの結果を踏まえ、民間事業者に実際のナウキャストリングモデルの開発を依頼

○ビッグデータ等を購入し、推計値の更なる精度向上を図る

期待される効果

○一般的に四半期別GDPの1次推計値は、公表されるまでに対象期間の終了後から1か月～1か月半程度の期間を必要とする。ナウキャストリングの利活用を行うことによって、より迅速に景気判断を行うことが可能となる。

1. 経済財政運営と経済・財政一体改革の推進

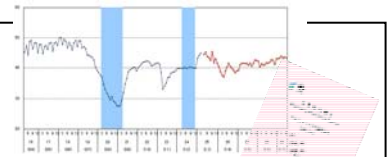
施策名：「消費動向調査」のオンライン調査導入

【30年度概算要求額：142百万円（前年度103百万円）】

「消費動向調査」とは

○消費者の意識や物価の見通し等を迅速かつ的確に把握し、景気判断の基礎資料とするため、全国8400世帯を対象に、毎月調査する一般統計調査。

○調査は、民間事業者に委託し、調査の依頼・調査票の回収等を実施。



オンライン調査導入の背景

○現行調査（郵送調査）は、
①記入やポストへの投函等の手間が掛かること
②若年世帯等から調査協力が得られにくいこと
等から、報告者負担の軽減や若年層等の捕捉率向上が喫緊の課題。

○「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月閣議決定）等において、報告者の負担軽減や調査の効率化の観点から、オンライン導入が要請されている。

○「経済財政運営と改革の基本方針2017」においても、統計改革の推進が掲げられており、報告者負担の軽減、業務効率化等が求められている。

上記を踏まえ、調査の新たな改革の第一歩として、**平成30年10月よりオンライン調査を導入**

施策内容

○オンライン調査は、統計調査の継続性等の観点から、平成30年10月より、**新規調査世帯（※）**に対して順次導入。

（※）消費動向調査では、毎月、全調査世帯（8400世帯）の1/15ずつ、調査世帯の入替えを行っている。新規調査世帯に対しては、初月のみ調査員が訪問し、調査依頼・調査票配布及び調査票回収を実施。

○回答世帯の負担軽減、利便性向上に資するため、**郵送・オンライン併用調査**とし、調査世帯が**回答方法を選択できる**ようにする。オンライン調査は「政府統計共同利用システム」を利用することとし、**パソコン及びスマートフォンからの回答が可能**。

○オンライン調査導入に伴い、新たにオンライン調査用のマニュアル整備や回答方法別の集計等を行う。

期待される効果

○回答世帯の記入負担軽減及び利便性向上
○幅広い世帯から調査協力が得られやすくなる可能性
○民間事業者の業務負担軽減等に伴う業務効率化

1. 経済財政運営と経済・財政一体改革の推進

施策名：景気動向指数の改善に向けた調査研究

【30年度概算要求額：8百万円（前年度8百万円）】

「景気動向指数」とは

- 景気動向指数（※1）は、景気の現状把握等のため、景気に敏感に反応する指標を選択・合成した指数。毎月、基調判断（※2）とともに公表。
（※1）景気に対して先行して動く先行指数、ほぼ一致して動く一致指数、遅れて動く遅行指数がある。
（※2）政府の正式な景気判断は、月例経済報告で示す総合的な判断。
- 景気動向指数一致指数の採用系列を用い、景気の転換点を示す景気基準日付（景気の山・谷）を設定。

調査研究の必要性

- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」等において、EBPM推進の観点から経済統計の改善が掲げられており、統計改革推進に向けた積極的な取組が求められている。
- 平成29年6月に開催した景気動向指数研究会では、委員から、経済社会構造や制度の変化を踏まえ、景気動向指数の採用指標等を再検討するよう御指摘があった。

期待される効果

- 景気動向指数の精度向上に伴い、よりの確な景気の現状把握や景気分析が可能
- 上記に加え、先行指数の先行性が高まることにより、適切かつ迅速な政策対応ができる
- 経済社会構造等の変化に即し、より適切に景気の山・谷を設定

施策内容

- 骨太方針2017や研究会委員の御指摘を踏まえ、有識者からなる研究会を開催し、景気動向指数の改善に向けた調査研究を行う。
- 具体的な検討予定項目は以下のとおり。
（1）採用指標候補
現行採用系列のパフォーマンスを検証した上で、
 - ・一致指数採用系列については、景気の山・谷の設定に用いられる重要指標であることに鑑み、経済社会構造等の変化を踏まえ、採用候補となり得る雇用関連、外需関連の指標等を検討。
 - ・先行指数採用系列については、時系列の短いデータを含め、指数の先行性を高める採用候補を検討。
- （2）採用指標の選定手法 等

⇒政府全体のEBPM推進に貢献

1. 経済財政運営と経済・財政一体改革の推進

施策名：次期経済社会総合研究所システムの構築に向けた取組

【30年度概算要求額：97百万円（新規）】

施策概要・目的

- 景気統計及び国民経済計算は、経済構造の正確な把握を通じた政策立案を支える基礎となり、また民間企業の経営判断を始めとする国民の合理的意思決定の基盤となる統計であり、その推計基盤となる次期経済社会総合研究所システムを確実に構築する。
 - システム構築にあたっては、情報の機密性の確保や政府統計の確実な公表を担保する観点から、セキュリティ及び業務効率性等を重視する。
- ※セキュリティ強化については、「未来投資戦略2017」において、政府機関等における取組強化を迅速かつ強力に推進すべきとされているところ。

施策イメージ・具体例

<平成29年度まで>

経済社会総合研究所システム

※ハードウェア・基盤OSは内閣府LAN（共通システム）の一部として調達

- 景気統計システム
- 国民経済計算推計システム

- **部局個別システムの独自性（内閣府LAN（共通システム）との分離）**
内閣府LANは次期更改時において共通基盤システムに係る調達のみを行うため、景気統計及び国民経済計算の推計基盤となる次期経済社会総合研究所システムを独自に構築
- **セキュリティ強化の重視**
機密性の高い情報を取り扱う次期経済社会総合研究所システムは、インターネットと直接繋がらない構成とするなど、情報漏えい事案等が発生しないよう、セキュリティ強化を重視
- **業務効率化及び利便性の維持・向上**
処理時間の遅延等は業務効率に著しく悪影響を及ぼすため、次期経済社会総合研究所システムの構成については処理性能を重視

<平成30年度以降>

次期経済社会総合研究所システム

※ハードウェア・基盤OSを含め、経済社会総合研究所として独自に調達

- 景気統計システム
- 国民経済計算推計システム

期待される効果

- 景気統計及び国民経済計算は、統計法により定められた基幹統計を含む重要な政府統計であり、遅滞なく公表することが求められている。次期経済社会総合研究所システムを確実に構築し、もってこれら重要な政府統計の継続性の確保に資する。

1. 経済財政運営と経済・財政一体改革の推進

施策名：経済・財政一体改革の推進及びこれを通じたEBPM推進体制の構築等
【30年度概算要求額：121百万円（前年度24百万円）、機構・定員要求】

事業概要・目的・必要性

- 「骨太方針2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」では、政府はもとより広く国民全体が参画する社会改革として、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」を柱とする「経済・財政一体改革」を断行することを決定。
- これら歳出改革に当たっては、
 - 1) 引き続き比較可能な「見える化」の徹底・拡大や先進・優良事例の全国展開の促進を図ること、及び、
 - 2) 経済・財政一体改革を、「統計改革推進会議最終取りまとめ」等に沿った、証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進体制構築の取組の柱の一つとして推進することが必要。
- また、これらの政策推進と人々の幸福感・効用など社会の豊かさや生活の質（QOL）の関連を強化する観点から、指標群（ダッシュボード）の作成に向けた検討を行い、政策立案への活用を目指す。（「骨太方針2017」）

施策イメージ・具体例

- 「見える化」の徹底拡大、先進・優良事例の全国展開
経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベースについて、自治体間の比較可能性を高めるため機能拡充などの取組を進め、先進・優良事例の全国展開を促進する。
- 証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進
EBPMの先行取組として、歳出改革等についてのミクロ分析等の取組を実施し、優良な分析・評価事例を提起する。
- 指標群（ダッシュボード）の作成
地域別に豊かさ・生活の質の現状を示す新指標群の作成に向け、必要な調査等を実施する。

期待される効果

- 「経済・財政再生計画」の中間評価に当たって加速すべき政策について、最も効果の高い政策のあり方を提示する。
- 政府におけるEBPM推進の三本柱の一角を担うトップランナーとして、優良な分析・評価事例を提示する。
- 「骨太方針2017」に掲げられた生活の質と政策のリンケージを明確化し、アベノミクスの成果を国民がより実感できる経済財政政策の実現に貢献する。

1. 経済財政運営と経済・財政一体改革の推進

施策名：経済財政政策の効果分析

【30年度概算要求額：43百万円（前年度28百万円）、機構・定員要求】

施策概要・目的

- 経済財政政策の各主要課題において、EBPMを政府全体としてシステムティックに定着させていくため、経済財政効果分析の手法構築を行い、分析事例を蓄積し、そのノウハウの共有を行う。
- 日本経済が直面する課題及び政府の実施する経済財政政策等の効果について分析を行い、国民に分かりやすい形で公表する。

（注）『骨太方針2017』（抜粋）

「EBPM推進の要となる機能を整備するとともに、政策、施策、事務事業の各段階のレビュー機能における取組を通じてEBPMの実践を進め、EBPM推進体制を構築する」

「経済財政諮問会議において、改革の進捗管理、点検、評価を強化し、証拠に基づく政策立案（EBPM）の視点も踏まえ、エビデンスの充実をより一層進め、それに基づく議論と検討を予算編成に反映させる」

施策イメージ・具体例

- EBPM推進のための経済財政効果分析の手法構築・蓄積・普及【増額要求、定員要求】
日本経済の経済財政政策の各主要課題について、効果分析手法の構築、分析事例の蓄積、ノウハウの共有を行う。具体的には回帰分析や費用便益分析のほか、ランダム化比較試験、回帰不連続デザイン、パネル・データ分析など政策課題の類型に応じた多くのツールについて手法を整理し、国内外の分析事例の調査・類型化を行う。さらに類型化した手法を用いて効果分析を実施し、前提となるデータ収集・整理の方法を含めた実務手順の整備・運用を行い、普及させていく。
- 日本経済が直面する課題の分析
上記で実施した効果分析を、ワーキング・グループ等に報告し、経済財政諮問会議における議論に役立てる。また、都道府県別経済財政モデルの改訂や、データベース整備を実施し、経済財政政策が地域経済に与える影響等を分析する。

期待される効果

- EBPM推進の要となる機能を整備することで、政府全体としてEBPMをシステムティックに定着。
- 経済財政諮問会議におけるエビデンスの充実に寄与し、EBPMに基づく議論と検討に資する。

1. 経済財政運営と経済・財政一体改革の推進

施策名：個人番号及び法人番号の利用に関する広報活動等
 【30年度概算要求額：420百万円（前年度352百万円）、機構・定員要求】

施策概要・目的

○マイナンバー制度の定着に向けた周知・広報

本年秋ごろからマイナポータルによる子育てワンストップサービスの本格運用が開始され、保育所入所の電子申請等が行えるようになるのに加え、平成30年度以降については、更なる利便性の向上が図られる予定であることから、マイナポータルに関する広報に、より一層注力する必要がある。

引き続き、マイナンバー制度が円滑に定着するよう、周知・広報活動を行い、マイナンバー制度に対する更なる認知・理解を促進する。

なお、マイナンバー制度に係る広報活動については、番号法において「国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。」（番号法第4条第2項）と規定されていること、「経済財政運営と改革の基本方針2017について（平成29年6月9日閣議決定）」において、公共性の高い分野におけるマイナンバーの利用範囲の拡大、マイナンバーカードの普及促進が掲げられていること等から、国の責務として履行していく必要がある。

施策イメージ・具体例

○マイナンバーコールセンターの運営

国民や事業者からの問い合わせにワンストップで対応するコールセンターについて、平成30年度以降、様々な利便性の向上が図られるマイナポータルの利用に関する問い合わせ対応のため、必要な体制を確保し、運営を行う。

○国民・民間事業者向け広報の実施

国民・事業者向けのパンフレット等の広報媒体を作成し、様々な機会を活用した周知・広報を実施する。

○視覚障害者向け広報の実施

点字や拡大文字によるパンフレット、広報用の音声CDを作成し、視覚障害者団体等を通じて配布することにより、視覚障害者への周知・広報を実施する。

○外国人向け広報の実施

ホームページや各種広報資料（いずれも、英、中（簡体字、繁体字）、韓、西、葡）を作成し、外国人への周知・広報を実施する。

期待される効果

- マイナンバー制度の対象となる国民及び民間事業者に対し周知・広報活動を行い、マイナンバー制度に対する更なる認知・理解を促進することにより、マイナンバー制度の円滑な定着に資することが期待される。

1. 経済財政運営と経済・財政一体改革の推進

施策名：社会保障・税番号制度システム開発委託費及び整備業務経費

【30年度概算要求額：9,238百万円（前年度6,665百万円）※うち（特殊要因）4,969百万円（前年度6,325百万円）、機構・定員要求】

施策概要・目的

- より公平・公正な社会保障や税制、情報社会の基盤となるマイナンバー制度の導入に伴い、

①マイナポータル用API連携機能に係る経費（22.9億円）【特殊要因】

②子育てや引っ越し等のライフイベントで発生する行政機関や民間事業者への手続を検索し、オンラインで申請することができる「サービス検索・電子申請機能等システム」に係る経費（26.8億円）【特殊要因】

③情報提供ネットワークシステムを通じた個人情報のやり取りを国民が確認できるほか、行政機関からのお知らせを受け取ることが可能な「情報提供等記録開示システム」に係る経費（38.1億円）

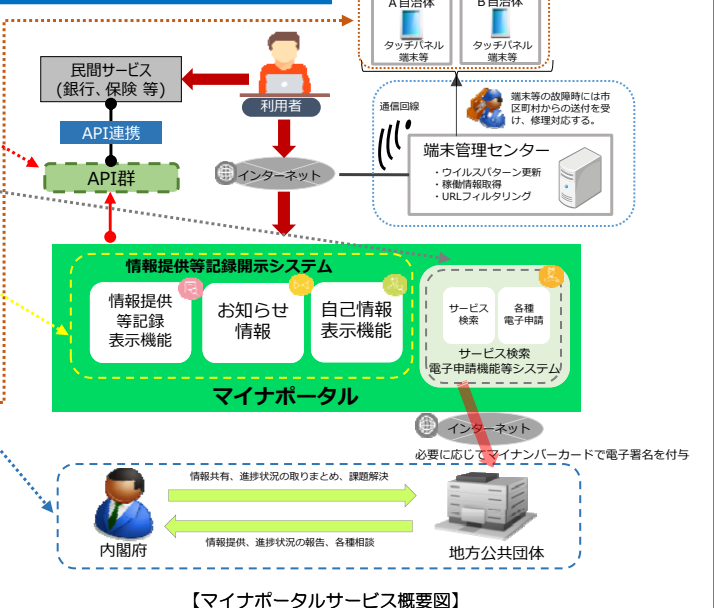
④各地方公共団体との情報共有、進捗状況の取りまとめ、課題解決のための情報共有環境整備に係る経費（1.2億円）

⑤情報弱者対策として、マイナポータル（情報提供等記録開示システムとサービス検索・電子申請機能等システムの総称）を利用することができる専用端末を地方公共団体に設置・運用に係る経費（3.4億円）

をマイナポータルの運用主体である内閣府において負担する必要がある。

- <未来投資戦略2017 2. (2) ii) デジタル時代の公共サービスの提供>
- ・ (略)、子育て、相続などライフイベントに係るサービスのワンストップ化・API連携等によるマイナポータルの利便性向上、スマートフォンの活用等アクセス手段の多様化のほか、(略)マイナンバーカードの利用範囲の拡大を推進するとともに、その基盤整備に取り組む。

施策イメージ・具体例



期待される効果

- IT化を通じ効率的かつ安全に情報提供を行える仕組みを番号法に基づく主務省令や条令の制定、制度の周知・啓発その他について国・地方で連携協力しながら整備し、国民生活を支える社会的基盤を構築する。
- ITを活用した国民の利便性の更なる向上が期待される。

2. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

施策名：少子化対策の総合的な推進

【30年度概算要求額：5,533百万円（前年度675百万円）】

施策概要・目的

- 平成28年の出生数が初めて100万人を切るなど少子化の現状は依然厳しい。「経済財政運営と改革の基本方針2017」でも、少子化対策・子育て支援を拡充することとされている。
- 「ニッポン一億総活躍プラン」では、結婚や子育ての希望を叶え、安心して子供を産み育てることができる社会を創ることとされ、結婚支援の充実、ライフプランニング・キャリア形成支援の強化等が掲げられている。
- 「働き方改革実行計画」「未来投資戦略2017」「女性活躍加速のための重点方針2017」では、男性の配偶者の出産直後の休暇取得、男性の家事・育児参画促進が掲げられている。
- これらに基づき、少子化対策の取組を強化する。

施策イメージ・具体例

- 地域少子化対策重点推進交付金
地方公共団体が行う少子化対策事業（「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成」）について、優良事例の横展開の支援に加え、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月閣議決定）を一層推進する観点から、新たな事業を追加するなどの充実を図る。
また、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、地方公共団体が行う結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃・引越費用等を補助）を支援する。
- 地域全体で行動する子育て支援モデル事業
子育てに温かい社会の実現に向け、地方公共団体が公共交通機関やコンビニなど民間企業等と協働して、地域全体で子育て支援に取り組む態勢づくりについてのモデル事業を実施し、横展開を図る。
- 男性の家事・育児への参画促進事業
関係府省、民間企業・経済団体等と連携して官民協議会を設置し、配偶者の出産直後の休暇取得をはじめ、男性の子育て目的の休暇取得の促進等を通じて男性の家事・育児への参画促進を図る。
- ライフプランニング・キャリア形成推進事業
ライフプランニング・キャリア形成の推進のため、実践的教材の作成・改善を行い、効果的な活用を図るとともに、体験・交流活動の実行体制の構築推進を図る。

期待される効果

- 地域の实情に即した取組の強化、男性の家事・育児参画の意識の広がり等を含め、少子化対策の総合的かつ計画的な推進が図られる。

2. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

施策名：子ども・子育て支援新制度の更なる充実

【30年度概算要求額：2,433,152百万円+事項要求（前年度2,455,015百万円）、税制改正要望、機構・定員要求】

施策概要・目的

- 子ども・子育て支援の拡充
引き続き、子ども・子育て支援の更なる拡充を図る。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）において、「未来への先行投資として、人材への投資を強化」、「待機児童解消や子供の貧困対策を含め、少子化対策・子育て支援を拡充する」、「幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け、・・・安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を得」ることとなっている。

施策イメージ・具体例

- 子ども・子育て支援の拡充
引き続き、子ども・子育て支援の更なる拡充を図るため、以下の取組を推進する。
 - ・引き続き企業主導型保育事業の活用等も図りつつ、多様な保育の受け皿を拡充し、待機児童の解消を目指すとともに、各自自治体における状況等も踏まえて子育て安心プランに基づき、安定的な財源を確保しつつ、取組を推進する。
 - ・平成29年度予算において実施した、キャリアアップの仕組みを構築するための技能・経験に応じた処遇改善について、引き続き着実に実施する。
 - ・子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。等

期待される効果

- 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「量的拡充」や「質の向上」を図ることで、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を図る。
- 多様な働き方に応じた保育サービスの提供が可能で、企業主導型保育事業を着実に実施することにより、子ども・子育て支援の提供体制を充実させる。

2. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

施策名：子供の貧困対策の推進

【30年度概算要求額：938百万円（前年度165百万円）、機構・定員要求】

施策概要・目的

- 生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもたちが自らの可能性を信じて将来の夢に挑戦できる社会の実現を目指し、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成26年1月施行）及び「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月閣議決定）に基づいて、子供の貧困対策を総合的に推進する。

※193回通常国会施政方針演説にて「全ての子どもたちが家庭の事情にかかわらず、未来に希望を持ち、それぞれの夢に向かって頑張ることができる。そうした日本の未来を」と言及有。

- 官公民の連携・協働プロジェクトである子供の未来応援国民運動の展開や地域ネットワークの形成など子供の貧困に関する社会全体の取組に対して支援を積極的に行っている。

※骨太に国民運動・地域ネットワークの形成について記載有。

施策イメージ・具体例

- 官公民連携プロジェクト・国民運動の展開

- ①国民運動への参加拡大（寄付付き商品の企画・販売、ポイントによる寄付等、企業を通じた国民運動へのアクセス拡大等）
- ②WEBサイト、SNS等のコンテンツの充実・運用（貧困対策に関し、重要な活動をしている草の根の団体の活動・役割の理解促進）
- ③自治体や、民間団体等による先進的かつ効果的な取組事例の発掘、情報発信
- ④国民運動のサポーターとなる企業等を増やすための勧誘・戦略の企画・立案
- ⑤マッチングフォーラム（企業と民間団体の出会いの場）の開催及びマッチング参加企業の拡大
- ⑥子供の未来応援基金事業審査委員会の実施

- 地域子供の未来応援交付金（子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業）
子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業として、各地方自治体による以下の取組を支援します。

○貧困状態にある子供や家庭の**実態把握と支援ニーズの調査**
○具体的・定量的な支援体制の**整備計画の策定**

調査の設計は、子供等の支援に直接つながる事業の必要性、有効性などを把握する観点から実施

○子供等支援・体制整備事業

子供等の支援に直接つながる事業（居場所づくり、相談窓口の設置等）

一体的に実施

連携体制の整備

（子供の貧困主管課、関係行政機関が連携し、NPO等の民間団体が参画）

期待される効果

- 所管や分野の垣根を越えて、企業・関係団体のネットワークを構築することで、官公民の連携が進むことが期待できる。
- 地域における総合的な支援体制の整備・強化（地域ネットワーク形成）のための取組を支援することにより、各種施策を組み合わせるなど創意工夫を凝らし、地域の実情に応じた具体的な子供の貧困対策が講じられることが期待される。
- 上記によって、「すくすくサポートプロジェクト」等子供の貧困対策に係る政府の政策パッケージの実効性も高められる。

2. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

施策名：子供・若者の育成支援

【30年度概算要求額：250百万円（前年度248百万円）】

施策概要・目的

- 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく大綱（「子供・若者育成支援推進大綱」（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、子ども・若者支援地域協議会の地方公共団体における整備の推進等、各種施策を推進する。

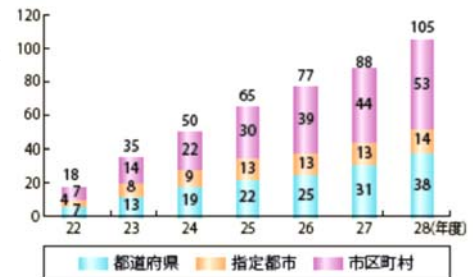
- 第193回国会総理施政方針演説「障害や難病のある方も、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、誰もが**生きがいを持って、その能力を存分に発揮できる社会を創る**」

施策イメージ・具体例

- 大綱に基づき、
 - (i) 全ての子供・若者の健やかな育成
 - (ii) 困難を有する子供・若者やその家族への支援
 - (iii) 子供・若者の成長のための社会環境の整備
 - (iv) 子供・若者の成長を支える担い手の養成
 - (v) 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
 など、子供・若者の育成支援施策を総合的に推進。

- 内閣府では、
 - ・ 困難を有する子供・若者への支援を行う地域ネットワーク作り
 - ・ 子供・若者に関する調査研究
 - ・ 育成支援に関する広報啓発等を実施。

<子ども・若者支援地域協議会設置数の推移>



期待される効果

- 関連施策の総合的かつ効果的な推進を図ることで、全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現。
- 客観的で幅広い情報を十分に活用した関連施策の企画・立案及び実施。
- 広報啓発や情報提供の実施、表彰事業の実施などを通じた、国民の理解・協力の向上。

2. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

施策名：あらゆる分野における女性の活躍

【30年度概算要求額：482百万円（前年度313百万円）】

施策概要・目的

「女性活躍加速のための重点方針2017」や「経済財政運営と改革の基本方針2017」、「働き方改革実行計画」を踏まえ、以下の取組を進める。

- 女性活躍情報の「見える化」を徹底するとともに、労働市場・資本市場における活用を促進する。
- あらゆる分野における女性の参画拡大に資する環境整備を進める。
- 男性の家事・育児等への参画促進に取り組むとともに、男性が家事・育児等を行う意義の理解の促進を図る。
- 地域における女性活躍の取組を促進する。

施策イメージ・具体例

- 女性活躍情報の見える化の徹底・活用の促進
女性活躍推進法に基づく情報の公表状況や公表内容の明確化を進めるほか、ESG投資など資本市場における女性活躍情報の活用状況を「見える化」する。
- 各種調達を通じたワーク・ライフ・バランスの推進
国、独立行政法人等の調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を進める。国に準じた取組が進むよう、地方公共団体へも働きかけを行う。
- 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
政治分野における男女共同参画の推進のための情報提供を行うため、女性議員の割合が少ない要因等について、現職議員等への調査や先行研究等の収集・分析等を行う。
- 経済分野における女性リーダーの育成
企業における女性役員候補の育成のためのモデルプログラムに基づくセミナーを開催し、その効果や課題を明らかにした上で、成果を全国に普及させる。
- 組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大
「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言の賛同者による取組の好事例を全国へ情報共有・発信するとともに、地域におけるネットワークの形成や情報・意見交換を促進する。
- 男性の家事・育児等への参画促進
男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向け、官民の有機的な連携の下、男性の家事・育児等への参画の意義に対する理解を深めるためのキャンペーンを実施する。
- 地域における女性活躍の一層の加速
地方公共団体が女性活躍推進法に基づく推進計画による施策を効果的に推進できるよう、地域女性活躍推進交付金による支援を充実する。

期待される効果

- あらゆる分野において女性の参画が進むことは、女性だけでなく、男女が共に暮らしやすい社会の実現につながるものであり、社会の多様性と活力を高めるとともに、企業における労働生産性、競争力の向上等により、我が国経済の発展にも寄与することが期待される。
- 働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けることができるなど、ワーク・ライフ・バランスやライフイベントに対応した多様な柔軟な働き方の実現や、固定的な性別役割分担意識や男性中心型労働慣行の見直しを図ることにより、男性の家事・育児等への参画が促進され、我が国における女性活躍が加速されることが期待される。

2. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

施策名：女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

【30年度概算要求額：315百万円（前年度236百万円）、機構・定員要求】

施策概要・目的

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、その根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務である。

「女性活躍加速のための重点方針2017」や「経済財政運営と改革の基本方針2017」に基づき、以下の取組を進める。

- 性犯罪への対策の推進
- 若年層を対象とした性的な暴力の根絶
- 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等
- 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

施策イメージ・具体例

- 性犯罪への対策の推進
 - ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全都道府県への早期設置と運営の安定化を図るため、性犯罪・性暴力被害者支援交付金を充実する。（平成29年4月1日現在、38都道府県39か所に設置）
 - ・性犯罪被害者等の支援の充実を図るため、様々な課題について有識者による検討を行う。
- 若年層を対象とした性的な暴力の根絶
 - ・若年層の女性に対する性的な暴力の根絶を図るため、効果的な予防啓発及び被害者支援のための調査研究を行う。
- 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等
 - ・被害者支援の充実を図るため、加害者対応の在り方について調査研究を行う。
- 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
 - ・「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日～同月25日）等の広報・啓発活動を推進する。
 - ・「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」（毎年4月）に必要な取組を実施するほか、年間を通じて、様々な情報発信を行うなど、広報・啓発活動を強化する。
 - ・支援に携わる人材の育成等、被害者支援の充実を図るため、関係機関の相談員や行政職員等を対象とした研修を実施する。

期待される効果

- 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組を充実させることにより、女性が安全に、安心して暮らせる環境が整備され、女性活躍加速に資するとともに、男女共同参画社会の形成の促進が期待できる。

2. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

施策名：男女共同参画に関する国際的協調の推進

【30年度概算要求額：88百万円（前年度93百万円）、機構要求】

施策概要・目的

第4次男女共同参画基本計画や「女性活躍加速のための重点方針2017」に加えて、「ジェンダー平等」がゴールの1つに掲げられている持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、以下の取組を進める。

- 国際社会における男女共同参画の推進及び女性のエンパワメントへの貢献並びに国際会議等の機会を利用した我が国の取組等の発信・共有を行う。
- アジア・太平洋諸国を中心とする各国と我が国の交流で架け橋となっている女性の活躍に焦点を当て、地検の交換・ネットワーキングを行う。

施策イメージ・具体例

- 男女共同参画社会の国際的発信
我が国の男女共同参画政策について、より積極的かつ効果的に情報発信を行うことにより、海外の関係者の理解を深めるとともに、我が国の国際的評価を高める。また、国際会議等の場を活用した積極的な情報発信を行い、国際社会における男女共同参画の推進及び女性のエンパワメントへの貢献を図る。
- 国際協調情報交換
我が国の施策・取組等について翻訳した英文パンフレットを作成し、日本の女性活躍や男女共同参画に係る政策について国際社会へ広く情報発信を行う。
- アジア・太平洋輝く女性の交流事業
アジア・太平洋諸国を中心とする各国と我が国の交流で架け橋になっている女性の活躍に焦点を当て、これまでの貢献に感謝するとともに、シンポジウムや国際交流の場を通じて知見の交換及びネットワーキングを行う。これらの取組を通じ、女性の視点から、日本とアジア・太平洋諸国の友好・信頼関係の更なる深化を図る。

期待される効果

- 女性の視点を活かした、日本とアジア・太平洋諸国との友好・信頼関係の深化。
- 国内施策の検討、策定において主要国・国際機関の情報を活用し、我が国の関連施策を積極的に国際社会に発信し、国際的動向等を国内に普及することにより、国際協調の下での男女共同参画社会の形成が進む。

2. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

施策名：障害者の活躍推進

【30年度概算要求額：133百万円（前年度125百万円）】

施策概要・目的

- 障害者差別解消法施行後3年を経過した時点において、事業者による合理的配慮の在り方等について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。法施行状況を把握し、検証し、法の見直しの検討に向けた課題等の整理を行う。
- 新たに策定予定の「障害者基本計画（第4次）」（平成30～34年度）の推進を図る。
- 社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進め、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現するために障害者差別解消法に係る理解促進を図る研修等を行う。

施策イメージ・具体例

- 法施行状況全般についての把握・分析、事業者における合理的配慮の提供や環境整備等に係る事例の抽出・とりまとめと分析を行い、現行法の仕組み等に関する課題等を抽出し、法施行後3年に向けた論点整理を行う。
- 障害者の自立と社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進に政府一体となり取り組んでいくとともに、障害者政策委員会において、第4次計画の実施状況の監視等を行う。
- 障害者差別解消法に係る理解を深めていくために、事業者団体等向け研修や市民団体等への出前講座を行う。

期待される効果

- 障害者差別解消法の見直し等に向けた課題や論点を把握できる。
- 障害者の自立と社会参加が進む。
- 障害者差別解消法の理解を深めてもらうことになり、法律が円滑に施行され、地域共生社会の実現に資する。

2. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

施策名：内閣府の業務効率化

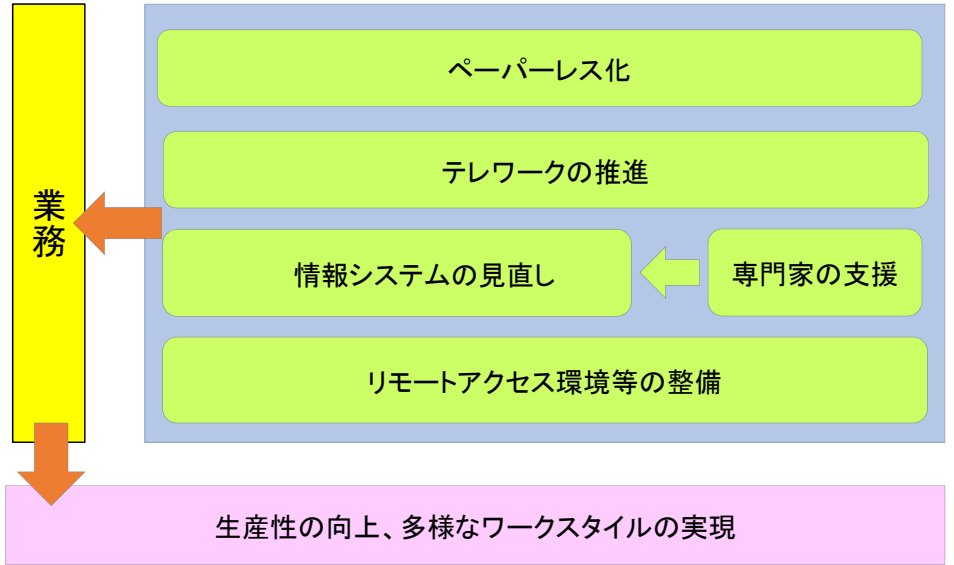
【30年度概算要求額：50百万円（前年度8百万円）、定員要求】

施策概要・目的

○テレワーク等のリモートアクセス環境の整備や会議におけるタブレットの活用等、業務のデジタル化・ペーパーレス化を推進し、生産性の向上や多様なワークスタイルの実現を図る。

※世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成29年5月30日閣議決定）、未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）において、「行政内部の業務改革に当たりICT等の活用」が取り組むべき施策として示されている。

施策イメージ・具体例



期待される効果

- ICT等を活用した働き方改革の推進。
- ICT等機器の利用機会の拡大。
- 生産性の向上、多様なワークスタイルの実現。

3. 成長戦略の加速

施策名：第5期科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略の推進に必要な政策立案調査

【30年度概算要求額：295百万円（前年度91百万円）】

施策概要・目的

（目的）

○第5期科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略の推進のため、政策立案に必要な調査を行う。特に、エビデンスベースの構築のための体制強化及び第5期科学技術基本計画に基づく目標値・指標に関する調査内容を拡充し、必要な調査を行う。

（概要）

- エビデンスベース構築
科学技術政策立案のためのエビデンスデータベース（DB）・分析システムを構築する。
- 委託調査の実施
大学、公的研究機関等の研究開発活動の状況等について調査する。また、第5期科学技術基本計画に基づく目標値・指標に関するデータを把握・分析・整理する。

施策イメージ・具体例

第5期科学技術基本計画（平成28～32年度）

- ・8つの目標値、21の主要指標、より詳細な指標
- ・エビデンスに基づく政策の企画立案

【本事業】

- 最先端の研究領域推薦機能及び科学技術関係予算や大学・研究開発法人等のデータ分析機能をもつエビデンスDB・分析システム（29年度に試作完了予定）の更なる洗練化・高度化、及び内閣府内や政府内への展開。
- 大学・研究開発法人等のデータのクリーニングを行い、データ分析を可能とするDBを構築。
- クリーニングコストの継続的発生を回避するため、各機関の様々なフォーマットを共通化する共通フォーマット化システムのフィジビリティスタディーを実施。

毎年度のフォローアップや総合戦略等の政策立案へ反映
PDCAサイクルによる政府全体の政策の質の向上

期待される効果

- 総合科学技術・イノベーション会議の司令塔としてのエビデンスに基づく分析・政策立案機能が強化され、データを活用した、第5期科学技術基本計画の進捗把握、課題の抽出、政策立案への反映というPDCAサイクルにより政府全体の政策の質の向上が図られる。

3. 成長戦略の加速

施策名：科学技術・イノベーション政策に係る調査等

【30年度概算要求額：38百万円（前年度30百万円）】

施策概要・目的

（目的）

- 情報収集活動等により総合科学技術・イノベーション会議の調査審議の迅速化・的確化を図る。また、総合科学技術・イノベーション会議の調査審議の成果についての情報発信力を高め国民の理解の増進を図る。

（概要）

- 最先端で活躍する専門家から最新情報の収集、調査、分析、及び情報発信等を行う。
- 国際会議等に出席することにより海外からの最新情報の収集、調査、分析、及び情報発信等を行う。
- ウェブサイトの整備等による情報発信・収集等を促進する。
- 研究開発法人制度の適切な運営のための調査・検討等を行う。
- 今後目指すべき経済社会である「Society 5.0」の普及浸透度を図るための調査・分析を行う。

施策イメージ・具体例

- 国内で開催される会議等への出席。
- 二国間科学技術協力合同委員会、カーネギーグループ会合等の国際会議等への出席。
- 科学技術イノベーション政策等のホームページの整備。
- 国内及び海外の研究開発法人の運営実態の詳細を調査するとともに、特定国立研究開発法人を中核とし、国立研究開発法人の成果を最大限活用して、オールジャパンかつグローバルに基礎から実用化までを通じて研究開発成果の創出・普及及び活用を図るためのシステムの構築を検討。
- 「Society 5.0」の具体像や得られる効果等の内容を踏まえ、広く国民の理解を深める調査・分析を実施。

期待される効果

- 国際会議への出席や情報収集活動等により得られた最新情報や政策協議の成果を基に、総合科学技術・イノベーション会議における調査審議を迅速かつ的確に行うことができる。
- 科学技術及び科学技術イノベーション政策に対する国民の理解の増進を図る。
- 「Society 5.0」の社会像を共有することで、産学官連携の円滑な実施、民間からの研究開発投資の拡大を図る。

3. 成長戦略の加速

施策名：戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）

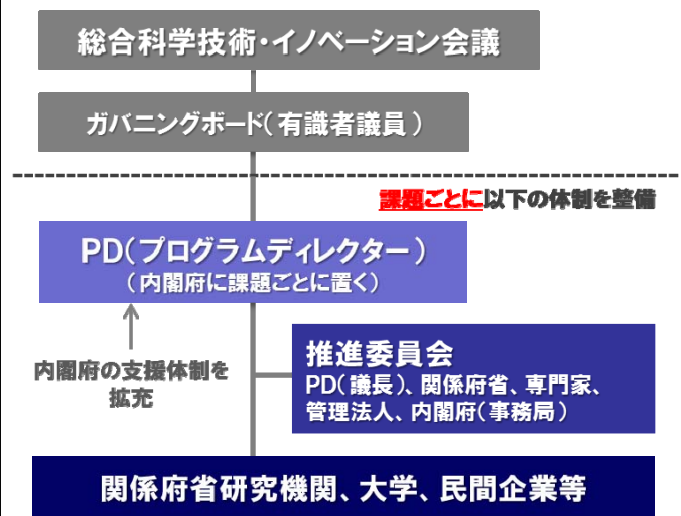
【30年度概算要求額：50,000百万円（前年度50,000百万円）の内数】

施策概要・目的

- 総合科学技術・イノベーション会議が、府省・分野の枠を超えて、**基礎研究から出口（実用化・事業化）までの研究開発を一気通貫で推進し、府省連携による分野横断的な研究開発に産学官連携で取り組む。**
- 本プログラムの実施にあたっては、**総合科学技術・イノベーション会議が**、社会的に不可欠で、日本の経済・産業競争力にとって重要な**課題、プログラムディレクター（PD）及び予算配分をトップダウンで決定。**
- 課題ごとに置かれた**PDは、研究開発計画や出口戦略等を策定し、研究開発を実施。**
- SIPの着実な推進を図るため、CSTI有識者議員による**ガバニングボードを設置し、課題に対する評価、助言を行う。**
- 平成30年度においても、引き続き、エネルギー、次世代インフラ、地域資源分野において府省横断型の11課題を着実に実施予定。

施策イメージ・具体例

※ SIP：Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program



期待される効果

- 「戦略的イノベーション創造プログラム」により、鍵となる技術の開発等を通じて、社会的課題を解決。我が国産業における**有望な市場を創造、日本経済を再生（持続的経済成長、市場・雇用の創出等）。**

3. 成長戦略の加速

施策名：官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）

【30年度概算要求額：10,000 百万円（新規）、定員要求】

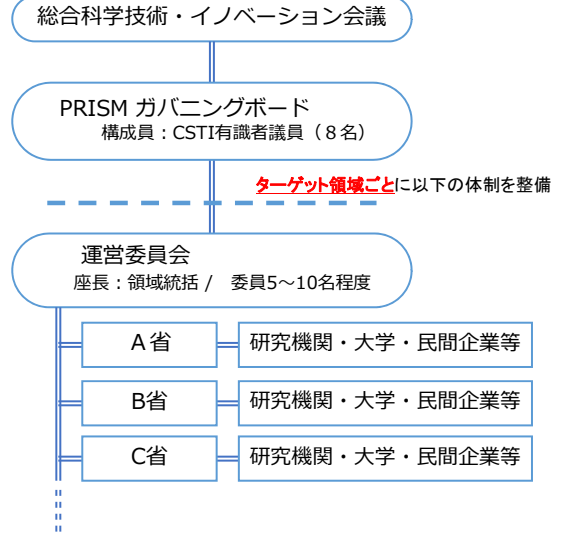
施策概要・目的

- 骨太の方針2017、未来投資戦略2017及び科学技術イノベーション総合戦略2017に基づき創設。高い民間研究開発投資誘発効果が見込まれる「**研究開発投資ターゲット領域**」を総合科学技術・イノベーション会議が官民で連携して設定、同領域における研究開発を総合科学技術・イノベーション会議主導で加速、官民の研究開発投資を誘発。
- 本プログラムの実施に当たっては、ターゲット領域ごとに、予算の配分や評価等に強い権限をもった領域統括を指名。領域統括が中心となって、ターゲット領域における各省庁の施策を特定し、研究開発の加速、新規研究開発課題の前倒し、事業化への取組の加速等に必要となる経費を、**内閣府より追加配分**（各省への予算の移し替え）。
- 対象施策には、現行SIPの優れた特徴を備えたマネジメントを適用。本プログラムを梃子に、**各省の研究開発施策をターゲット領域に誘導**するとともに、産業界から評価の高いSIP型マネジメントを各省に展開。

施策イメージ・具体例

PRISM : Public/Private R&D Investment Strategic Expansion Program

<実施体制>



期待される効果

- PRISMにより、各省の研究開発施策を**ターゲット領域に誘導**。当該領域における**研究開発を総合科学技術・イノベーション会議主導で加速**し、**官民の研究開発投資を誘発**、科学技術イノベーションを促進。

3. 成長戦略の加速

施策名：科学技術システム改革の推進

【30年度概算要求額：46百万円（前年度12百万円）】

施策概要・目的

（目的）

- 科学技術基本計画、科学技術イノベーション総合戦略等を踏まえ、科学技術シーズの迅速な社会実装を推進・加速する観点から、組織内外の知識や技術、着想等を結集するオープンイノベーションの推進や新規産業の創出強化等を図る。併せて国家的に重要な研究開発の評価を行う。

（概要）

- 1）産学官連携の推進、2）技術シーズと国内外のニーズの実効あるマッチングを推進する自律的な環境の醸成、及び3）公共調達（政府機関等による開発調達等）を活用した中小・ベンチャー企業の育成・強化に向けた仕組みのあり方について、必要な調査を実施しつつ省庁横断的に検討する会議の運営等を行う。
- 国家的に重要な研究開発の評価等を行うために、その分野の専門家を招へいし必要な調査等を実施する。

施策イメージ・具体例

- ①産学官連携功労者表彰（16年目を迎える来年度、下記②と組み合わせて全面的に見直し）を実施する。
- ②技術シーズとニーズのマッチングを推進する自律的な仕組み作りを提唱する協議会を開催する（数年を目途に自立化を予定）。
- ③公共調達の活用等による中小・ベンチャー企業の育成・強化に向けた実効ある仕組みの検討（省庁横断的な調査、検討会開催）を行う。
- ④専門家を招へいし、評価専門調査会及び評価検討会を開催。



<産学官連携功労者表彰>



<技術シーズとニーズのマッチング>

期待される効果

- 我が国における迅速なオープンイノベーションの推進を図るための、自律的な産学官の体制や実効ある省庁横断的な仕組み作りを図る。

3. 成長戦略の加速

施策名：原子力政策の検討及び適切な情報発信等

【30年度概算要求額：149百万円（前年度123百万円）】

施策概要・目的

（目的）

- 原子力の研究、開発及び利用に関する取組に対する提言等の検討や、原子力に関する活動の国内外への情報発信等を着実に実施。

（概要）

- 原子力に係る政策の検討等に不可欠な国内外の関連データ・情報を、原子力委員会として広範かつ緻密に収集・分析。
- 科学的に正確な情報や客観的な事実（根拠）をWEBにより包括的・体系的に解説・発信する方法の検討を行う。
- 国際原子力機関（IAEA）総会への出席、アジア原子力協力フォーラム（FNCA）の運営等を行うとともに、原子力委員等が海外出張し、情報発信等を行う。
- インターネット等を活用し、原子力に関する情報を適切に公開。

施策イメージ・具体例

- アジア地域の原子力協力を促進していくための委託調査、国内外の原子力動向を把握するための委託調査等の他、根拠情報の適切な発信方法の確立に向けた委託調査、放射性廃棄物処理・処分に向けた委託調査を実施。
- IAEA総会における政府代表演説、我が国が主導して取り組んできたFNCAの運営、IFNECにおける原子力の平和利用を進めるための方策の検討等を通じた国際協力の強化を図る。
- 原子力の研究、開発及び利用に関する取組について、原子力委員会ホームページ等を活用し、情報発信を行う。

期待される効果

- 原子力の研究、開発及び利用について、国民理解の増進を図る。
- 国際協力や情報収集等により得られた最新の情報を基に、原子力委員会における調査審議の充実を図る。

3. 成長戦略の加速

施策名：規制改革の推進

【30年度概算要求額：110百万円（前年度109百万円）】

施策概要・目的

- 規制改革推進会議における調査審議を充実させ、規制改革を強力に推進する。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、「規制改革の推進」、「行政手続コスト削減に向けた取組」が位置付け。
- 「未来投資戦略2017」において、「規制改革・行政手続簡素化・IT化の一体的推進」が位置付け。

施策イメージ・具体例

- 規制改革推進会議の調査審議の充実
規制改革推進会議、行政手続部会、「農林」・「水産」・「医療・介護」・「保育・雇用」・「投資等」の各WG等を開催し、調査審議の充実を図る。
また、「規制改革実施計画」において決定した事項を実施し、改革の進捗状況について、規制改革推進会議が重点的な事項を定め、フォローアップを行う。

（参考）「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）

【規制改革事項：141項目】

- ・行政手続コストの削減
- ・牛乳・乳製品の流通改革
- ・介護保険の内・外サービスの柔軟な組合せを促すルールづくり
- ・多様な働き方を支える雇用ルールの見直し など

期待される効果

- 不断の規制改革の取組を通じて、時代に適合した規制の在り方を模索し、実現していく。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献並びにそれらを通じた国の成長・発展を図る。

3. 成長戦略の加速

施策名：国家戦略特別区域推進
【30年度概算要求額：171百万円（前年度113百万円）、税制改正要望】

事業概要・目的

- 「国家戦略特区」については、10の指定区域において、規制改革事項を活用した合計242もの事業が目に見える形で迅速に進展してきたところ。
- 今後、「未来投資戦略2017」に基づき、10特区において、規制改革事項を余すことなく活用し、具体的事業を目に見える形で迅速に実現するよう関係地方公共団体や事業者と調整を行っていく。
- また、対内直接投資の観点からも開業しやすい環境を整備するとともに、全国の地方公共団体や民間からの経済効果の高い規制改革提案にスピーディに対応し、一つ一つの具体的事業を実現するための検討・調整を行い、熱意ある地方公共団体に対しては特区の4次指定を実現する。
- 特区基本方針（H26.2.25閣議決定）等に基づく効果・課題の評価・分析、規制の特例措置の全国展開について検討するとともに、事業化促進、特区プロモーションの推進を行う。

事業イメージ・具体例

【効果・課題の評価・分析】

- 規制の特例措置を活用した事業の効果・課題（PDCAサイクル）
- 新たな規制改革事項の効果
- 規制の特例措置の全国展開 など

【特区プロモーション、事業化促進】

- シンポジウム、成功事例の発表会
- 広報用映像資料
- 国・地方・事業者を通じたポータルサイト
- 規制改革ダマの掘り起し、効果のアピール
- ビジネスニーズ発掘、地域マッチング など

【開業ワンストップセンターの運営改善】

- 運営改善委員会
- 周知広報
- 効果・課題の把握・分析
- センターの設置運営 など

期待される効果

- より効果的なビジネス拠点形成の着実な推進が可能になるとともに、自治体による更なる特区制度の活用により、経済構造改革が可能となる。

3. 成長戦略の加速

施策名：国家戦略特別区域諮問会議の円滑な運営
【30年度概算要求額：50百万円（前年度50百万円）】

事業概要・目的

- 「国家戦略特区」については、10の指定区域において、規制改革事項を活用した合計242もの事業が目に見える形で迅速に進展してきたところ。
- 今後、「未来投資戦略2017」に基づき、10特区において、規制改革事項を余すことなく活用し、具体的事業を目に見える形で迅速に実現するよう関係地方公共団体や事業者と調整を行っていく。
- また、対内直接投資の観点からも開業しやすい環境を整備するとともに、全国の地方公共団体や民間からの経済効果の高い規制改革提案にスピーディに対応し、一つ一つの具体的事業を実現するための検討・調整を行い、熱意ある地方公共団体に対しては特区の4次指定を実現する。
- 区域計画の認定に係る意見等、重要な事項について調査審議を行う「国家戦略特別区域諮問会議」や、区域計画の作成及び認定区域計画の実施に係る連絡調整並びに必要な協議を行う「国家戦略特別区域会議」、追加規制改革項目等についてヒアリングを行う「国家戦略特区ワーキンググループ」等の運営を行う。

事業イメージ・具体例

内閣総理大臣

国家戦略特別区域諮問会議

議長：内閣総理大臣
議員：内閣官房長官
国家戦略特区担当大臣
内閣総理大臣が指定する国務大臣
民間有識者

ワーキンググループ

提案募集や追加規制改革項目について、提案主体や地方自治体、関係省庁へのヒアリング等を行う

意見

- ① 国家戦略特別区域基本方針の策定・変更（閣議決定）
- ② 国家戦略特別区域の指定（政令）
- ③ 区域方針の決定・変更（内閣総理大臣決定）
- ④ 国家戦略特別区域計画の認定（内閣総理大臣認定）
- ⑤ 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関する重要事項（追加の規制改革メニュー等）について調査審議等

【認定事業の推移】
平成28年3月末 135事業
平成29年3月末 233事業
同年7月末現在 242事業

区域会議（特区ごとに設置）

区域計画の作成及び認定区域計画の実施に係る連絡調整並びに必要な協議を行う

期待される効果

- 「国家戦略特区諮問会議」の円滑な運営により、「国家戦略特区」の取組の着実な推進が可能となる。

3. 成長戦略の加速

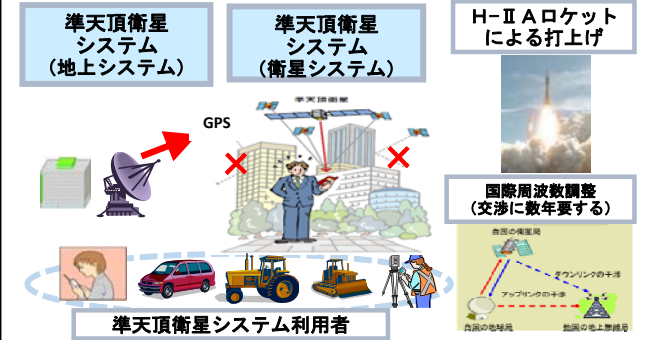
施策名：実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用 【30年度概算要求額：24,141百万円（前年度15,263百万円）、機構・定員要求】

施策概要・目的

- 「実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方」（平成23年9月30日閣議決定）において、
 - ①実用準天頂衛星システムの整備に可及的速やかに取り組む
 - ②2010年代後半を目途にまずは4機体制を整備し、将来的には持続測位が可能となる7機体制を目指す
 - ③実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用は、準天頂衛星初号機「みちびき」の成果を活用しつつ、内閣府が実施することとされています
- 宇宙基本計画（平成28年4月1日閣議決定）において、持続測位が可能となる7機体制の確立のために、必要となる追加3機については、平成29年度をめぐりに開発に着手し、平成35年度をめぐりに運用を開始するとされています。
- 「未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）」において、
 - ①来年度に準天頂衛星4機体制を確立し、高精度測位サービス等の実現を通じた、農業機械の自動走行、防災システムの高度化等を図る。
 - ②2023年を目途に準天頂衛星7機体制を通じた持続測位の実現及び衛星測位技術や地理空間情報技術に関する研究開発基盤の維持・強化を図る。とされています。
- 上記方針等を踏まえ、測位衛星の補完機能（測位可能時間の拡大）測位の精度や信頼性を向上させる補強機能やメッセージ機能等を有する実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用を行います。
- また、開発・整備・運用に伴い、①準天頂衛星システムの運用に必要な周波数の獲得に向けた衛星運用国との周波数調整、②全体の事業管理に係る技術的アドバイザー業務、③利用促進に係るアドバイザー業務等の実施を行います。

施策イメージ・具体例

- 衛星4機（1・2・3・4号機）の運用、及び衛星2機（1号機後継機、5号機）の開発・整備
- 国際周波数調整、衛星と地上の両システム間連携、受信機の標準化等
- 地上システムの整備・運用は、民間資金を活用したPFI事業で実施



期待される効果

- 産業の国際競争力強化 ○産業・生活・行政の高度化・効率化 ○アジア太平洋地域への貢献と我が国プレゼンスの向上
- 日米協力の強化 ○災害対応能力の向上等広義の安全保障への貢献

3. 成長戦略の加速

施策名：宇宙利用拡大の調査研究 【30年度概算要求額：575百万円（前年度390百万円）】

施策概要・目的

- 宇宙基本法に基づき策定された「宇宙基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）では、我が国の宇宙政策の目標として、「宇宙安全保障の確保」、「民生分野における宇宙利用の推進」、及び「宇宙産業及び科学技術基盤の維持・強化」が掲げられている。
- 宇宙基本計画を実行するための「宇宙基本計画工程表」（平成28年12月宇宙開発戦略本部決定）は、計画の進捗状況や国内外の動向等に対応して毎年改訂されている。
- 「未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）」において、「宇宙の本格的なビジネス利用の推進及び宇宙機器産業の国際競争力強化を図る」とされています。また、「経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）」において、「海洋、宇宙空間及びサイバー空間における「法の支配」の強化を含む対応を進める」とされている。
- 上記計画等を踏まえ、内閣府が中心となって取り組むべき重要項目について具体的検討を進めるため、以下の項目の調査を実施する。
 - (1) 宇宙安全保障の確保
 - (2) 民生分野の宇宙利用の推進
 - (3) 宇宙産業及び科学技術基盤の維持・強化

施策イメージ・具体例

- (1) 宇宙安全保障の確保に関する調査
宇宙空間の安定的利用の確保、宇宙の安全保障分野における活用の強化、宇宙協力を通じた日米同盟等の強化を図るため、以下の調査を実施。
 - －宇宙システム全体の機能保証強化に関する調査
 - －我が国の早期警戒衛星の在り方に関する調査
 - －宇宙デブリ※監視・対応強化のための調査
※ 宇宙空間の軌道上を周回する衛星破片などの人工物
- (2) 民生分野における宇宙利用の推進に関する調査
宇宙利用の一層の拡大を図るため、以下の調査を実施。
 - －宇宙に関連した新産業及び新サービス創出等に関する調査（S-NET）
 - －宇宙ビジネスの発掘及びスタートアップ支援に関する調査（S-Booster）
 - －先進的な宇宙利用モデル実証等に関する調査
- (3) 宇宙産業及び科学技術の基盤の維持・強化に関する調査
宇宙産業・科学技術関連基盤の維持・強化を図るため、以下の調査を実施。
 - －今後の射場の在り方に関する調査
 - －将来の宇宙開発・利用環境整備のための調査
 - －宇宙活動法の執行に関する調査（最新技術の安全評価手法開発等）
 - －リモセン法の執行に関する調査（海外の法制度・最新技術情報の調査等）
 - －宇宙システムの海外展開に関する調査

期待される効果

- 宇宙安全保障の確保 ○民生分野における宇宙利用の推進
- 宇宙産業及び科学技術基盤の維持・強化 等

3. 成長戦略の加速

施策名：迎賓館の公開・開放

【30年度概算要求額：1,166百万円（前年度1,122百万円）、機構・定員要求】

施策概要・目的

- 「観光立国推進基本計画」「経済財政運営と改革の基本方針2017」「未来投資戦略2017」において、国公賓等の接遇施設である赤坂・京都迎賓館を含め、魅力ある公的施設を大胆な公開・開放し、観光資源の魅力を高める取組を推進することとしている。
- 本来業務である国公賓等の接遇ほか、我が国の歴史と伝統にあふれる迎賓館の魅力を内外に発信するための取組として、一般公開及び特別開館を実施。

施策イメージ・具体例

○一般公開

国公賓の接遇等に支障のない範囲で、赤坂迎賓館及び京都迎賓館の通年での一般公開を引き続き実施。若年層を始め新たな参観者層の開拓、リピーターの増加、さらには外国人観光客の誘客などにつながるよう、季節に応じた夜間公開や特別企画や外国人向けガイドツアーを実施し、魅力向上を図る。

◎平成28年度実績(赤坂 H28.4～、京都 H28.7～)
【赤坂】公開日数:187日 参観者数:約76万5千人
【京都】公開日数:125日 参観者数:約9万5千人



夜間公開・ライトアップ



ガーデンカフェ

○特別開館

国有財産としての迎賓館を有効活用し、接遇等に支障のない範囲で、原則として有償で、ユニークベニューとして民間団体等の利用に供することを通じ、我が国の歴史及び文化並びに迎賓館の魅力を内外に発信し、これらに対する理解の促進を図る。



自動車の最先端安全技術に関する国際交流会(H28.7)
【主催:メルセデス・ベンツ日本】



第二期観王戦 決勝三番勝負(H28.12)
【主催:ドワンゴ、日本将棋連盟】



2017年プリツカー建築賞授賞式典(H29.5)
【主催:ハイアット財団】

期待される効果

- 迎賓館の文化的価値と国有財産としての積極的活用を両立しつつ、一般公開及び特別開館を実施することにより、新たな観光資源として政府の目指す観光立国の実現に資する。

3. 成長戦略の加速

施策名：知的財産戦略の推進

【30年度概算要求額：65百万円（前年度24百万円）、定員要求】

施策概要・目的

- 知的財産戦略本部及びその下の検証・評価・企画委員会等において、知的財産を取り巻く多様な課題について検討を重ね、我が国の知的財産戦略の司令塔として知的財産推進計画の取りまとめを行うとともに、関係各府省の連携による本計画の推進を図る。
- 「未来投資戦略2017」において、第4次産業革命(Society 5.0)に対応した知財・標準化戦略、知財・標準化人材の育成、地域の中堅・中小企業の知財・標準化戦略強化等について盛り込まれており、「経済財政運営と改革の基本方針2017」においても、知的財産戦略の推進、デジタルアーカイブの構築等盛り込まれている。

施策イメージ・具体例

○ 知的財産戦略本部等の運営・開催

今後の推進計画の取りまとめのため、知的財産戦略本部、検証・評価・企画委員会、知財創造教育推進コンソーシアム等の運営・開催を円滑に行うとともに、政策の企画立案に必要な調査・検討・調整を行う。

○ 知財教育に関する調査研究等の実施

知財教育・知財人材育成の充実に向けて、地方における知財教育コンソーシアムの形成のための調査研究を実施する。

○ デジタルアーカイブに関する産学官フォーラムの実施

各アーカイブ機関においてデジタルアーカイブ化に関する取り組みを効果的に進め、それらを連携させた上で、様々な目的にデジタルアーカイブを利活用していくための取り組みを加速化させることを目的として、産学官の関係者で情報共有、意見交換を行う。

期待される効果

- 関係府省を主導して知的財産の創造・活用・保護に関する課題に対応し、知的財産戦略の推進による我が国の成長を図る。

3. 成長戦略の加速

施策名：クールジャパン戦略の推進

【30年度概算要求額：87百万円（前年度60百万円）】

施策概要・目的

- クールジャパン戦略とは、日本の魅力を世界へ発信し、世界の成長を取り込むことにより、我が国の経済成長につなげることを目的とした取組。
- 「クールジャパン官民連携プラットフォーム」において、異業種連携による新たなビジネスプロジェクトの創出を促進するとともに、地方を含め、連携プロジェクト組成に向けた意識醸成に取り組む。また、海外に対し日本の魅力を分野横断的に発信する。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」、「未来投資戦略2017」においても、クールジャパン拠点構築を含むクールジャパン戦略の推進が盛り込まれている。

施策イメージ・具体例

- 「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の運営
 - マッチングフォーラムの開催
異業種連携によるビジネスプロジェクトの創出を促進するため、マッチングフォーラムを開催。
 - クールジャパンセミナー等の開催
地方を含め、連携プロジェクトの組成に向けた意識醸成を図るため、クールジャパンセミナーや地方版クールジャパン推進会議を開催。
- クールジャパン発信イベントの実施
海外の大規模国際イベントを活用し、日本の魅力を総合的に発信するセミナーや展示等を実施。
- クールジャパン人材育成検討会第一次とりまとめに基づく調査
地域の魅力を発掘・展開できる地域プロデュース人材育成に資する、教育機関におけるモデルプログラムの確立に資する実証調査等。

期待される効果

- クールジャパンの発信・展開や人材育成・拠点構築等の基盤整備を含む、官民一体でのクールジャパン戦略の効果的な推進により、インバウンド・アウトバウンドの活性化やクールジャパン関連産業の活性化を後押し、我が国の経済成長につながることを期待される。

3. 成長戦略の加速

施策名：PPP/PFIの推進

【30年度概算要求額：330百万円（前年度168百万円）、機構・定員要求、法律改正】

施策概要・目的

- 今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、国及び地方は一体となってPPP/PFIの更なる推進を行う必要がある。
- このため、政府として「PPP/PFIアクションプラン（平成29年改定版）」を策定し、これを受け「未来投資戦略2017」、「経済財政運営と改革の基本方針2017」においても、コンセッション事業（公共施設等運営事業）等をはじめ、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進することとしている。

施策イメージ・具体例

- コンセッション事業の推進**
公共施設等の運営に民間の経営原理を導入する観点から、重点分野と数値目標を設定（※）し、コンセッション事業を集中して推進する。
また、「未来投資戦略2017」に基づき、PFI法について次期通常国会において、インセンティブ付与、手続の負担軽減等のために必要な法制上の措置を講ずる。
（※水道【6件：～平成30年度】、下水道【6件：～平成29年度】、文教施設【3件：～平成30年度】、公営住宅【6件：～平成30年度】、クルーズ船向け旅客ターミナル施設【3件：～平成31年度】、MICE施設【6件：～平成31年度】）
- 実効性のある優先的検討の推進**
公共施設等の整備等に当たり、まずはPPP/PFI手法の導入が適切であるかどうかを国及び地方公共団体が優先的に検討する取組（優先的検討規程の策定等）を推進するため、策定に係るノウハウや情報の提供、政府によるフォローアップ等を行う。
- 地域のPPP/PFI力の強化**
地域におけるPPP/PFIの活用を推進し、地域における新たなビジネス機会の創出を図るべく、広域的な地域プラットフォームの形成・運営、民間提案の支援、バンドリング・広域化、公的不動産利活用事業の優良事例の横展開、ワンストップ窓口の強化・周知、株式会社民間資金等活用事業推進機構の積極的な活用などを推進する。

期待される効果

- 事業規模目標期間（平成25年度から平成34年度までの10年間）で21兆円という事業規模が達成されれば、10年間で合計約2.7兆円の歳出削減等効果が見込まれる。
- また、公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率のかつ効果的であって良好な公共サービスが実現されるほか、新規需要の創出等の経済波及効果も見込まれる。

3. 成長戦略の加速

施策名：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の適切な運営確保 【30年度概算要求額：1百万円（前年度1百万円）】

施策概要・目的

- 「健康・医療戦略」（平成26年7月22日閣議決定、平成29年2月17日一部変更）等に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）において、基礎研究から実用化まで切れ目ない研究管理・支援を一体的に行うことにより、日本発の革新的な医薬品・医療機器等の創出に向けた研究開発を推進する。

※未来投資戦略2017（P.44・45）

- 医療研究開発の事務及び事業に関する事項を調査審議するAMED審議会を運営。

施策イメージ・具体例

- 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）審議会において、
 - ・ 中長期目標の策定・変更
 - ・ 各事業年度に係る業務の実績等の評価
 - ・ 中長期目標の期間終了時の検討について、有識者より意見を聴取する。

（参考）AMEDの概要

設立日：平成27年4月1日

理事長：末松 誠

職員数（常勤）：346人（平成29年1月1日現在）

予算（平成29年度）：AMED対象経費1,265億円

調整費 175億円※

※科学技術イノベーション創造推進費のうち35%を充当

期待される効果

- 医療分野の研究開発及びその環境整備を担うAMEDの適切な運営を確保する。

3. 成長戦略の加速

施策名：科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡 【30年度概算要求額：1,145百万円（前年度1,050百万円）、機構・定員要求】

施策概要・目的

施策概要

- 科学技術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会等を設置、開催して科学に関する重要事項の審議を行った上で、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告、その他政府・社会に対する提言等を行う。

目的

- 上記の活動を通じて、社会に対する問題提起を行うこと、また解決策を提示しその実現を図ること。さらに、科学に関する研究の連絡を行うことで、その能率を向上させること。



期待される効果

- 科学者間交流を推進し、科学者コミュニティ内の連携・協力体制を強化することで、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透することに寄与。

施策イメージ・具体例

○政府社会に対する提言等

政府からの諮問や審議依頼に応じ、答申・回答

科学者としての見解を政府や社会に対し提示

主な意思の表出の例）勧告、要望、声明、提言、報告

○科学者間ネットワークの構築

地区会議の実施：全国を7つの地区に分けて「地区会議」を組織。地域の科学者からの意見・要望等を聴取するため、科学者懇談会、地区会議講演会を実施。協力学術研究団体の指定：現在約2000の学術研究団体を指定。情報共有等の協力関係を構築。

○科学リテラシーの普及啓発

学術フォーラムの開催：国民の関心の高い問題を中心に日本学術会議が主催して年10回程度開催するもの。

サイエンスカフェの開催：科学者と市民が科学を話題にリラックスした雰囲気の中で気軽に討論する場。

○国際的な活動

各国アカデミーとの交流：ICSU、IAP等45の国際学術団体に日本の代表として加盟。

国際学術団体への貢献：代表派遣・各国代表団の招請、共同研究プロジェクトの推進。

国際学術会議の開催：2018年に見込まれるICSU（世界最大の分野横断型学術団体）とISSC（社会科学分野の世界組織）の合併に伴う設立総会等、重要な国際学術会議を招致、開催するほか、学術研究団体との共同で主催。



4. 地方創生

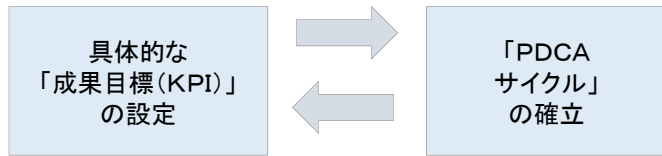
施策名：地方創生推進交付金

【30年度概算要求額：107,000百万円（前年度100,000百万円）】

事業概要・目的

○地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援する。

- ①地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点 等

②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

③既存事業の隘路を発見し、打開する取組

- ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

【手続き】

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定

【運用】

- 平成29年度から交付上限額の引き上げやハード事業割合の緩和といった運用の弾力化を実施。また、地域経済を牽引する事業等に対する重点的な支援枠組みを整備。

期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化させ、地方の平均所得の向上を実現する。

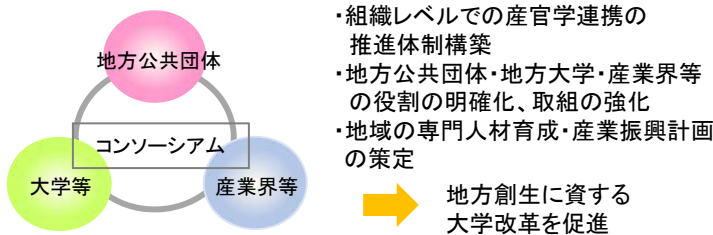
4. 地方創生

施策名：地方大学・地域産業創生交付金の創設

【30年度概算要求額：内閣府及び文部科学省合計 12,000百万円（新規）】
（文部科学省の事業分2,000百万円（拡充）を含む）

施策概要・目的

- 地方創生の実現に向け、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが求められています。
- このため、首長のリーダーシップの下、産官学連携の推進体制（コンソーシアム）を構築し、地域の中核的な産業の振興やその専門人材育成などを行う地方創生の優れた取組を、新たな交付金により支援します。
- 地方大学振興方策と東京の大学の定員抑制等をセットで講ずることにより、東京一極集中の是正を目指します。



施策イメージ・具体例

- 国が策定する専門人材育成、産業振興等に係る基本方針を踏まえ、首長主宰の産官学連携推進体制（地方公共団体、地方大学、産業界等で構成）において、地域の専門人材育成・産業振興計画を策定。
- 同計画に位置付けられた地方公共団体や地方大学等の事業のうち、国の有識者による委員会から優れた事業として認定を受けたものについて、新たな交付金により支援。
（本交付金は、内閣府と文部科学省が共同で執行）
- 地方公共団体等が設定したKPIを、国の有識者委員会において毎年度検証し、PDCAサイクルを実践。

【具体例】

- ・産官学コンソーシアムを組成し、バイオ医薬品等にかかる専門人材育成・研究開発
- ・理工系の国公立大学が同一キャンパスに集積し、介護ロボット等にかかる専門人材育成・共同研究

期待される効果

- 地域の組織レベルでの産官学連携の推進体制の構築により、地域の専門人材育成、産業振興等の取組を推進します。
- 地方創生に資する大学改革の促進により、学生の地方大学への進学が推進され、東京一極集中の是正に寄与します。

4. 地方創生

施策名：プロフェッショナル人材事業

【30年度概算要求額：199百万円（新規）】

施策概要・目的

- 地域資源・地域特性を活用した「しごと」づくりや、地域経済全体を牽引する事業等を後押しするとともに、プロフェッショナル人材を活用する（「経済財政運営と改革の基本方針2017」）ことを推進するため、地域企業に対して、成長可能性への気づきを喚起するとともに、成長に必要なプロフェッショナル人材の採用を支援する。
- こうした地域企業への支援を通じ、地域全体としての成長を促進することで、地域に新たに安定した質の高い雇用を創出し、「ひと」と「しごと」の好循環を生み出していく。

施策イメージ・具体例

- 各道府県に整備された「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活動を支援することで、地域金融機関等と連携しつつ、地域企業の経営者に対し、新事業や新販路の開拓等の「攻めの経営」への転換を促し、成長を実現するためのプロフェッショナル人材の採用を支援する。



期待される効果

- プロフェッショナル人材の地方還流の拡大と、プロフェッショナル人材の活用による地域企業の生産性向上・経営改善等が期待され、個々の企業の成長を通じ、地域全体の活性化、「稼ぐ力」の向上が期待される。

4. 地方創生

施策名：地方創生カレッジ事業

【30年度概算要求額：632百万円（前年度700百万円（27年度補正））】

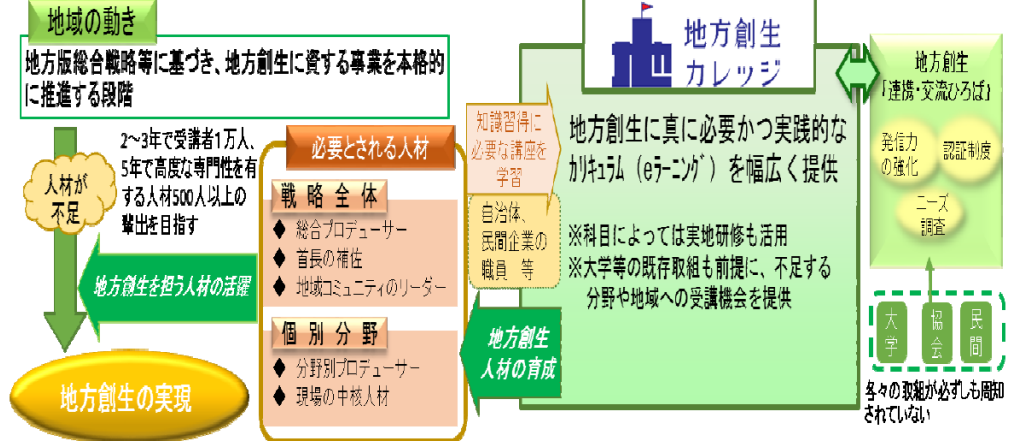
施策概要・目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」
- 4. 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援
- (1) 地方創生

<概要・目的>

地方創生を推進していくため、必要な人材の確保・育成を図るため、実践的知識を提供する「地方創生カレッジ」を開講（平成28年12月）。複数の養成機関（大学や事業者等）が作成した学習コンテンツをeラーニング形式等で提供し、全国各地の幅広い年齢層・職種の方々が受講している。

施策イメージ・具体例



- 「地方創生カレッジ」は28年12月に開講。地方創生に真に必要かつ実践的なカリキュラムをeラーニング形式で幅広く提供し、地域における地方創生人材の育成に繋げていく。
- 29年度も講座の充実化等により事業推進を図る。

期待される効果

- 地方創生に関し高度な専門性を有する人材をはじめ、地域のコミュニティリーダー、各事業分野の専門家等、本事業により幅広く人材確保・育成を図ることで、各地域における地方創生の実現を支援する。

4. 地方創生

施策名：地域経済分析システム（RESAS）による地方版総合戦略支援事業 【30年度概算要求額：146百万円（前年度146百万円）】

事業概要・目的

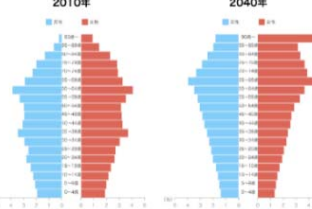
- 政府は、地方自治体による地方版総合戦略の策定や様々な主体による地方創生の推進に向けた取組等を情報面から支援するため、地域経済分析システム（RESAS：リーサス）を提供している。このシステムは、地域経済に関する官民の様々なビッグデータを活用し、地域の特性や課題をわかりやすく「見える化」するもの。
- 本事業においては、地域ぐるみでの地方創生の実現を情報面から支援するため、地方自治体をはじめ教育機関、民間企業、NPO、住民等に対してリーサスの本格的な普及・活用を推進する。
- 具体的には、①有識者の派遣、②内閣府及び関係省庁の地方局に活用支援業務を補佐できる政策調査員の配置、③地方自治体職員及び住民向けの説明会の開催等を実施する。

事業イメージ・具体例

地域経済分析システム（RESAS：リーサス）について

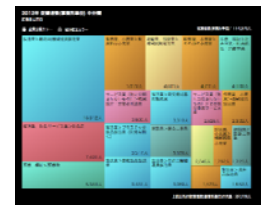
- リーサスは、地域経済に関する官民の様々なビッグデータを活用し、現在及び将来の人口構成、人口の転入・転出先、産業集積（企業間取引）、観光地における人の流れ、各種指標の地方自治体間の比較等を簡易に扱うことを可能とし、地域の特性や課題をわかりやすく「見える化」するシステム。
- 各地方自治体による、客観的なデータに基づく地方版総合戦略策定における目標・KPIの設定や、PDCAサイクルの確立等を支援。

<リーサスの備える機能(マップ)の例>



【人口マップ】

人口推計・推移、転入転出などを地域ごとに比較しながら把握可能



【産業構造マップ】

売上や雇用で地域を支える産業が把握可能

期待される効果

- 地方自治体が、地方版総合戦略の策定及び具体的施策の検討・実施にあたり、データに基づき地域の現状の分析や課題を把握することにより、地方創生の実現に向けた地方自治体や様々な主体による施策の費用対効果が高まることが期待される。

4. 地方創生

施策名：サテライトオフィスを活用した地方創生アウトリーチ支援事業 【30年度概算要求額：100百万円（新規）、定員要求】

事業概要・目的

- 本格的な「事業展開」の段階を迎えた地方創生について、今後とも、意欲と熱意のある地方公共団体に対しては、情報支援、人材支援、財政支援の地方創生版・三本の矢で強力に支援。
- 一方で、地方公共団体のなかには意欲はあるものの、地域のマンパワーの不足などにより、地方創生に向けた多様な支援を十分に活用できていないなど、自主的・主体的で先導的な取組を具現化するうえで課題を抱えている地方公共団体が存在。
- そのような課題を抱えている地方公共団体に対し、新たに地方に国のサテライトオフィスを設置し、ここを拠点に国の職員自らが地方公共団体に出向き、職員と情報交換、意見交換等を行い、課題の解決に向けた助言等を行うことで、地方創生の加速化を図る。
加えてテレワークやリモートアクセスに取り組むことで、国家公務員の働き方改革を推進。

事業イメージ・具体例

- 地方にサテライトオフィスを設置したうえで、国の職員自らが地方公共団体に出向き、地方公共団体の課長クラス等と連携し、課題の解決に向けて取り組む。併せて、随時、地方公共団体の相談を受け付けることのできる相談窓口をサテライトオフィスに開設。
〔サテライトオフィスの設置期間1か月/ヶ所、8ヶ所（1広域ブロックあたり1ヶ所）を1年かけて巡る〕
- 資料作成や本省への報告はリモートアクセスやウェブ会議等を活用。



安田町サテライトオフィスでの勤務の様子



東京とのウェブ会議の様子

期待される効果

- 地方公共団体が抱えている課題が解決されることで、自主的・主体的で先導的な取組が全国で具現化し、地方創生を加速化。
- 国家公務員のテレワーク、リモートアクセス等の「働き方改革」の推進に資する。

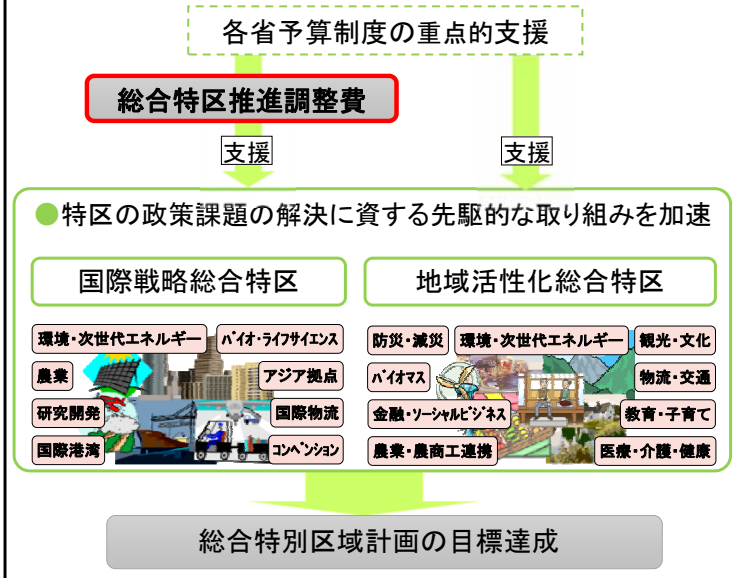
4. 地方創生

施策名：総合特区の推進調整【30年度概算要求額：1,500百万円（前年度1,500百万円）、税制改正要望】

事業概要・目的

- 目的：総合特区制度における財政支援措置の一つとして、総合特別区域計画の実現を支援するため、各省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完するもの。
- 概要：目未定の経費として予算計上した上で、執行段階において、地域からの提案を踏まえて用途を確定し、各省に移し替えて執行する。
- 使途：(1) 各省において提案された規制・制度改革の検討を行う場合。
(2) 各省の予算制度での対応が可能になるまでの間、機動的に補完する場合。
(2)における活用基準
 - ① 規制・制度改革に関連する取組であること。
 - ② ①に該当しない場合においては、先駆的な取組と認められ国と地方の協働プロジェクトとして政策課題の解決を図る上で必要な取組であること。

事業イメージ・具体例



期待される効果

- 国際戦略総合特区においては、拠点形成による国際競争力の向上、地域活性化総合特区においては、地域資源を最大限活用した地域力の向上が期待される。

4. 地方創生

施策名：総合特別区域調査等の委託
【30年度概算要求額：11百万円（前年度10百万円）】

事業概要・目的

- 総合特別区域制度では、平成25年9月13日の第四次指定までに、国際戦略総合特区と地域活性化総合特区あわせて48特区が指定された。目標期間が終了した9特区からの指定解除申請に基づき指定解除を行ったため、現在、指定特区数は39特区となっている。また、目標期間を平成28年度までとしていた20特区において、新しい目標等を設定した計画を認定したところ。
- 総合特区の経済波及効果については、産業の国際競争力強化や地域の活性化を適切に推進する観点からも、最新の情報を把握・分析する必要があり、総合特区制度がもたらす過去の経済波及効果とともに、改めて提示された計画等による経済波及効果を把握・分析する。

事業イメージ・具体例

- 平成30年度は、総合特区に指定された区域の計画の各目標に対する実績値(平成29年度末)に基づく経済波及効果、同年度以降の経済波及効果、目標達成に向けての課題等について、総合特区全体、国際戦略総合特区、地域活性化総合特区の各区分で総括を行い、総合特区制度がもたらす全体の経済波及効果を把握・分析する。経済波及効果は、直接効果、一次間接波及効果、二次間接波及効果、雇用創出効果を平成23年基準の産業連関表を用いて同一の観点と統一された手法により把握・分析をする。
- 必要に応じて、総合特区関係者(地方自治体、事業者等)へのヒアリング等を行い、各特区の施策検討や総合特区制度の方向性の検討等に活用する。

期待される効果

- 最新の情報を活用した綿密な分析を行うことで、各特区の目標の達成に向けた政策検討が可能となる。
- 経済波及効果の分析や制度の検討を通じて、総合特区制度の改善が可能となり、各特区の産業の国際競争力強化や地域の活性化につながる。

4. 地方創生

施策名：民間投資を呼び込む都市再生の推進 【30年度概算要求額：320百万円（前年度13百万円）】

施策概要・目的

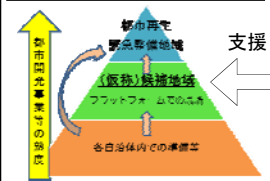
- 都市再生本部(総理・本部長)では、都市の諸機能は国力の源泉であるとの認識の下、緊急に整備すべき地域を政令指定し、都市計画特例を適用すること等により、年間1兆円規模の民間投資を実現し、大きな成果を上げてきた。
- しかしながらアベノミクスを更に推し進め、より強力なわが国経済の基盤を形成するためには、大都市や中枢・中核都市等への、一層、質が高く集中的な投資が不可欠。
- そのためには、可能な限り早期の段階から、各地の産官学金の関係者が情報を共有し、民間からの提案を幅広く集める等、魅力的な都市再生方針やプロジェクト案件の形成、リスクマネーを含めた民間資金を呼び込むための投資家への分かりやすい説明等が必要。
- 未来投資戦略2017及び骨太方針2017には、これらの観点から、政令指定の候補地域の早期公表や都市再生の見える化情報基盤「i-都市再生」の活用が位置付けられたところであり、本施策では情報基盤の整備と候補地域での活用等により、質と量の両面から民間投資の喚起を一層促進する。

施策イメージ・具体例

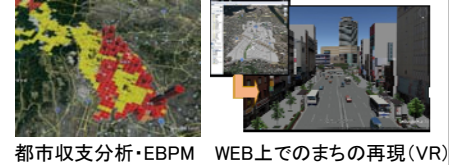
○現在、年間約1兆円の民間投資(実績)、地価1.52倍・人口1.44倍の伸び(指定地域内)

- 民間提案や工夫を引き出し、リスクマネーを更に呼び込むため、都市再生の予定の早期公表、効果の見える化を推進
 - ①候補地の決定、公表(産官学金の「地域プラットフォーム」設定)
 - ②WEB情報基盤の活用(i-都市再生)ビジョン共有・EBPMの支援)
 - ③都市再生施策の効果検証、指定地域の評価・見直し

候補地域の設定・公表



i-都市再生



- ・民間投資の質・量の向上
- ・社会的合意形成、投資環境イノベーションの実現

期待される効果

- 都市再生の緊急性や将来像をわかりやすく「見える化」することで、民間投資を効果的に呼び込むとともに関係者間の合意形成を容易化し、都市再生の実現に向けた取組みを着実に推進することが可能となる。
- 大都市・中核都市等における都市開発の集中的な促進、国際競争力の強化及び東京圏への人口集中の是正等の実現が図られる。

4. 地方創生

施策名：地方創生に向けた自治体SDGsの推進 【30年度概算要求額：1,180百万円（新規）】

施策概要・目的

- 自治体における持続可能な開発目標(SDGs)の推進は、地方創生の実現に資するものであり、その達成に向けた取組を推進することが重要。
- このため、先行してSDGsに取り組んでいる自治体の中で、他の自治体にとってモデルとなる先進的な取組に対して資金面での支援を行い、成功事例を創出する。
- また、そうした成功事例の普及展開等を行うことで、地方創生の深化につなげる。
- 平成29年6月9日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」において、「地方公共団体によるSDGsの達成に向けた取組みを促進するため、モデル的な取組を形成するための資金支援策を検討し、成案を得る」とされている。

施策イメージ・具体例

- 自治体における各種事業の中でも、SDGsにおける17のゴールのいずれかの達成に資する先進的な取組、他の模範となる取組を支援。
例えば、多数のステークホルダーが参画した以下の事業を支援。
 - ①再生可能エネルギーと次世代自動車を組み合わせた都市のエネルギーマネジメントシステムの構築
 - ②食品ロスを抑えるための先進的かつ総合的な取組
 - ③自治体が主導する環境関連の途上国への技術協力事業等
- また、自治体SDGsに関する先駆的な取組を、国際会議の開催やウェブサイトの運営等を通じて普及展開を図り、広く国内に浸透させるとともに、海外の都市等との知的ネットワークを構築する。

期待される効果

- 自治体によるSDGs推進のためのモデル的な先進事例の創出と普及展開活動を通じて、SDGsを自治体業務に広く浸透させて、地方創生の深化につなげる。



4. 地方創生

施策名：地域経済活性化支援機構（REVIC）の活用

【30年度概算要求額：3百万円（前年度7百万円）、税制改正要望】

施策概要・目的

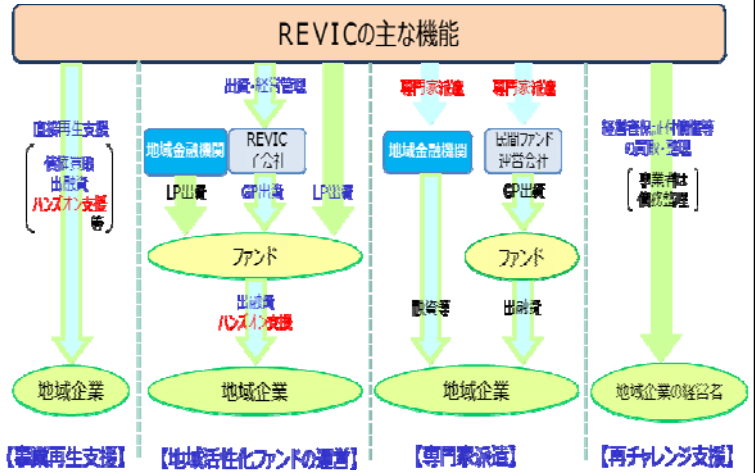
- REVICが地域金融機関等と密接に連携し、引き続き、地域の事業者の生産性向上等を通じた地域経済の活性化に資する支援を行うよう促す。
- 地域における取組みが自律的・持続的に行われるよう、本業支援に関する担い手の確保・育成とノウハウの蓄積と浸透に向けたREVICの取組みを一層推進する。

未来投資戦略2017（抜粋）（29年6月9日閣議決定）

- 地域金融機関と地域経済活性化支援機構（REVIC）や日本政策投資銀行（DBJ）の共同運営ファンドからのエクイティ資金の供給やハンズオン支援、DBJと地域金融機関との協働によるリスクマネーの供給やREVICから地域金融機関への専門家派遣を通じたノウハウの移転・浸透、日本人材機構の活用による人材支援等の取組を強化
- 地域未来投資促進法を活用し、地域ぐるみで地域活性化を引っ張る地域経済牽けん引事業について、地域経済活性化支援機構（REVIC）・中小企業基盤整備機構等を活用したリスクマネー供給促進
- 地域経済活性化支援機構（REVIC）が有する観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援等に関する機能を来年度以降も安定的・継続的に提供できる体制を整備

施策イメージ・具体例

- REVICの再生支援業務、地域活性化支援業務の適切な運営を確保するための監督業務等の実施。



期待される効果

- REVICの適正な業務運営を担保し、ひいては、地域経済の活性化に寄与する。

4. 地方創生

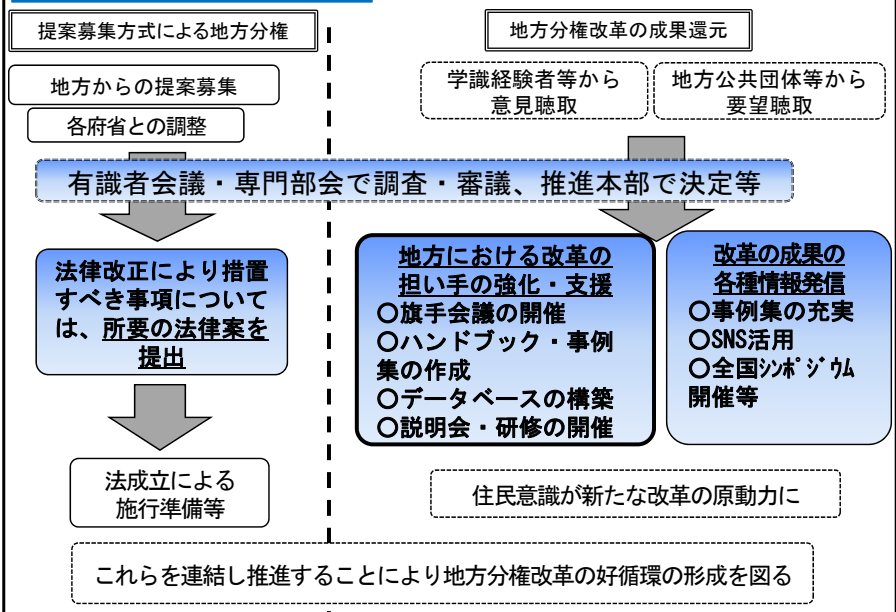
施策名：地方分権改革の推進

【30年度概算要求額：50百万円（前年度50百万円）、法律改正】

施策概要・目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（H29.6.9閣議決定）等に基づき、地方分権改革推進本部、地方分権改革有識者会議により、地方分権改革を着実かつ強力に進める。
- 地方分権改革の推進は、地域が自ら発想と創意工夫により、課題解決を図る基盤となるものである。平成26年から地方に対する権限移譲や規制緩和に関する提案募集方式を導入し、法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を提出している。
- 新たに基礎自治体からの提案を促進するための取組及び国民が地方分権改革の成果を一層実感できるよう各種情報発信等の取組を引き続き充実させる。

施策イメージ・具体例



期待される効果

- 地方公共団体等から募集した提案の実現を図り、権限移譲及び規制緩和等を推進することにより、地域の実情に応じた各種施策が可能となり、個性を活かした地域活性化につながる。
- 地方公共団体が地方分権改革の成果をさらに国民に還元し、実感していただくことにより、「住民意識」を原動力とする更なる地方分権改革に繋がる好循環を形成することができ、更なる地方分権改革の推進に繋がる。

4. 地方創生

施策名：公共事業関係費等

【30年度概算要求額：152,324百万円（前年度142,917百万円）】

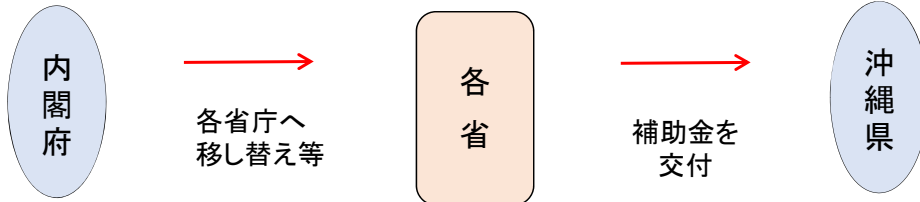
事業概要・目的

- 沖縄の観光や日本とアジアを結ぶ物流の発展、県民の暮らしの向上を支える道路や港湾、空港、農林水産振興のために必要な生産基盤などの社会資本の整備とともに、学校施設の耐震化や災害に強い県土づくりなどを実施するため、国直轄事業及び地方公共団体への補助事業に係る公共事業関係費等を計上する。



資金の流れ

- 「内閣府設置法」等の規定により、内閣府において一括計上し、各省庁へ移し替え等を実施し、執行。



※一部、直轄事業を実施

4. 地方創生

施策名：沖縄振興一括交付金

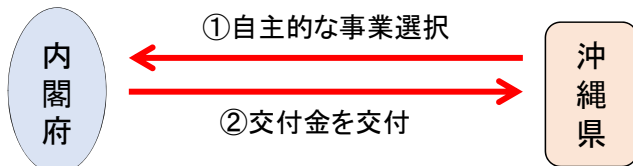
【30年度概算要求額：125,300百万円（前年度135,837百万円）】

- 沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施できる一括交付金（平成24年度創設、沖縄振興特別措置法に明記）。
- 「沖縄振興特別推進交付金」と「沖縄振興公共投資交付金」に区分。

沖縄振興特別推進交付金 (ソフト交付金)

平成30年度概算要求額63,600百万円
(平成29年度予算額68,835百万円)

沖縄振興に資するソフト事業などを対象とし、移し替えせずに内閣府で執行する沖縄独自の制度。



<交付率> 8/10

<主な対象事業>

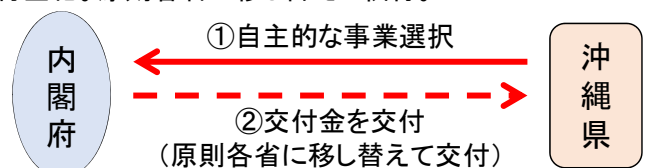
沖縄の自立的・戦略的發展に資するものなど、沖縄の特殊性に基因する事業

- ・ 観光の振興
- ・ 情報通信産業の振興
- ・ 農林水産業の振興
- ・ 雇用促進
- ・ 人材育成 など

沖縄振興公共投資交付金 (ハード交付金)

平成30年度概算要求額61,700百万円
(平成29年度予算額67,001百万円)

各府省の地方公共団体向け投資補助金等のうち、沖縄振興に資するハード事業に係る補助金等の一部を一括交付金化。原則各省に移し替えて執行。



<交付率> 既存の高率補助を適用

<主な対象事業>

- ・ 学校施設環境改善(文部科学省)
- ・ 水道施設整備(厚生労働省)
- ・ 農山漁村地域整備(農林水産省)
- ・ 社会資本整備(国土交通省) など

4. 地方創生

施策名：沖縄科学技術大学院大学

【30年度概算要求額：21,546百万円（前年度16,726百万円）】

事業概要・目的

- 沖縄科学技術大学院大学学園（学園）は、沖縄科学技術大学院大学（OIST）を設置し、OISTにおいて国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人。
- 学園に対して財政支援を行い、OISTにおける国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図る。（沖縄科学技術大学院大学学園補助金）
- また、OISTの教育研究活動を支えるため、その展開に応じて教育研究環境の整備を進めていく必要がある。30年度は引き続き、世界最高水準の教育研究を行うために必要な整備を行い、国内外の優秀な学生・研究者を惹きつける魅力あるキャンパス整備を推進する。（沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費）

期待される効果

- OISTにおける国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進により、研究開発における国際競争力や地域活性化等につながる産学の相互連携が強化され、沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与する。

事業イメージ・具体例

- 学園の業務に必要な経費
教育研究を行うに当たって必要となる人件費、学校教育に関する学務関連経費、教育研究経費、一般管理費といった大学運営に必要な経費を確保する。（教員の増員に必要な経費を含む。）
- 基幹・環境整備
キャンパス構内の法面補強、道路補修、緑化・歩道等の整備等を行う。
- 【新しい日本のための優先課題推進枠】
- 知的・産業クラスター形成の推進
OIST等を核としたイノベーション・エコシステム形成の推進に必要な経費を確保する。
- 沖縄科学技術大学院大学の規模拡充
第4研究棟整備、第5研究棟の基本設計や、インキュベーション施設等の整備を行う。



キャンパス外観（写真提供：OIST）

4. 地方創生

施策名：沖縄の人材育成事業

【30年度概算要求額：350百万円（新規）、定員要求】

背景・経緯

【沖縄の現状】

- 沖縄の子供の貧困率は全国平均の約2倍にのぼり、県民一人当たりの所得も依然として低い水準。
- 大学・短大への進学率が全国で最も低く、専門学校への進学率は高いものの、合計は全国平均以下。
- リーディング産業である観光産業や情報通信産業において専門的なスキルを持った人材が不足。

【経緯】

- 本年6月に取りまとめられた沖縄振興審議会報告「沖縄振興の一環としての人材育成」において、世代を超えた貧困の連鎖を断ち切る上で、沖縄の将来を担う人材の育成が重要な課題であり、沖縄独自の奨学金や観光産業分野の社会人教育の必要性が指摘された。
- 上記の報告を受け、7月に内閣府として「沖縄の人材育成のための今後の取組」に関する計画を公表し、こうした取組を進めることとした。

事業イメージ・具体例

- 沖縄独自の給付型奨学金
沖縄の子供たちが家庭の経済状況に関わらず進学の手続きを得られるようにするとともに、沖縄経済を担う産業分野の人材育成にも資するよう、主として観光や情報通信分野の専門学校に進学した場合に経済的支援を行う沖縄独自の給付型奨学金を創設する。
 - ・家計基準 非課税世帯
 - ・学力・資質 意欲や学力を総合的に評価
 - ・給付水準 2万円～4万円/月
- 社会人を対象とした観光人材育成
社会人を対象とした人材育成として、大学において長期的なホテルマネジメント講座や観光実務に必要な語学講座、実践的なケーススタディ等を実施する。また、観光分野において海外留学を支援する制度等を創設する。

期待される効果

- 沖縄の子供たちが家庭の経済状況に左右されずに、進学の手続きを受けられるとともに、人材が不足している沖縄のリーディング産業である観光、情報産業の人材の育成ができる。
- 観光分野に従事する社会人の実践的な対応力が向上し、質の高いサービスが提供され、観光客・リピーターの増加等が期待される。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：大規模地震対策の強化

【30年度概算要求額：171百万円（前年度104百万円）、機構・定員要求】

施策概要・目的

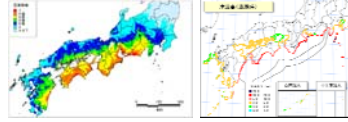
- 南海トラフ沿いの地震予測の現状や南海トラフ地震対策の進捗状況等を踏まえた対策の必要な見直し・新たな対策の企画・立案を行う
- 首都直下地震等発生時の帰宅困難者対策について、政府の具体的な応急対策の立案に向けた検討を行う
- 南海トラフ地震、首都直下地震の具体的な応急対策活動に関する計画について、実効性をより高めるための検証・検討、災害時の医療機能等の拡充を図るための検証・検討を行う

【各種計画との関連性】

- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」第2章4.（5）②

施策イメージ・具体例

- 地震予測の現状や対策の進捗状況等を踏まえた南海トラフ地震対策の推進
ワーキンググループの議論を踏まえ、地震予測情報等に基づく防災対応のあり方について、地方公共団体や民間事業者等との協議の場を設けて議論等を行い、その結果を踏まえた新たな対策の企画・立案等を行う。
南海トラフ地震防災対策推進基本計画に定める概ね10年間の減災目標と関連施策について、進捗状況等を調査し、適切なフォローアップを行うとともに、更なる減災の実現に向け、新たな対策の企画・立案等を行う。
- 首都直下地震等の帰宅困難者対策の推進
首都直下地震等発生時の帰宅困難者への円滑な対応を実現するため、政府の避難誘導等の具体的な応急対策を立案するために必要な検討を行う。
- 首都直下地震・南海トラフ地震の具体的な応急対策活動に関する計画の実効性検証
南海トラフ地震、首都直下地震の具体的な応急対策活動に関する計画について、当該計画に定められた事項（救急・救助、消火活動、被災地内の医療確保、支援物資の調達と輸送調整に係る計画内容等）の実効性に係る検証・検討、広域搬送拠点臨時医療施設における医療機能強化や船舶のとり得る役割に係る検証・検討を行う。



南海トラフ地震の震度分布・津波高(一例)



帰宅困難者の発生(イメージ)

期待される効果

- 南海トラフ地震に係る地震予測情報等を踏まえた適切な防災対応や、対策の進捗状況等を踏まえた新たな対策を実行に移すことにより、発災時の大幅な被害の軽減が期待される。
- 南海トラフ地震、首都直下地震発生時の対応について、帰宅困難者への対応や具体的な応急対策活動に関する計画に係る検証を行うことにより、適切な初動対応、円滑な被災地支援が可能となる。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：大規模災害時における被災者の住まいの確保の推進

【30年度概算要求額：38百万円（前年度9百万円）、機構・定員要求】

施策概要・目的

- 首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、圧倒的に住まいが不足し、被災者が広域的に避難することにより応急的・一時的な住まいの生活が長期化することや、被災地方公共団体の事務負担等が大幅に増加することが想定される。
- このため、『大規模災害時における被災者の住まいの確保策に関する検討会』の論点整理（平成29年8月）を踏まえ、応急段階及び復旧・復興段階における被災者の住まいの確保策の具体化を図る。
- なお、本施策は「経済財政運営と改革の基本方針2017」における防災・減災の取組の推進や市町村の災害対応力の向上などに関連した重要な施策である。

施策イメージ・具体例

- 応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給方策の検討
空き家・空き室を有効に活用し、借上型仮設住宅として円滑に供給する方策の検討や、業務オペレーションに関する訓練等を官民が連携して実施するとともに、今後求められる建設型仮設住宅について検討する。
- 住宅の応急的な修理の促進方策の検討
被災した自宅を円滑かつ早期に最低限の生活が営めるよう、応急的な修理に係るガイドラインの作成など、被災者自らが自宅を応急的に修理することを促進する方策や、自宅を修理することで自力再建を図る世帯を増やす方策について、産官学で検討する。
- 復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢の検討
復興まちづくりを円滑に進められるよう、転居を減らし、生活環境やコミュニティの維持を図りながら、また、生業や就労の確保にも配慮しつつ、迅速かつ効率的に住まいを確保するための多様な供給の選択肢を整理し、応急対策から復旧・復興対策までをシームレスに実施する方策について、産官学で検討する。

(建設型仮設住宅のイメージ)



期待される効果

- 各種方策や選択肢をあらかじめ検討しておくことにより、大規模災害発生時の圧倒的な住まいの不足へ対応が可能となり、被災者や被災地方公共団体の負担が軽減される。
- 併せて、各種方策を適時適切に講じていくことで、被災者の住まいの確保に係るコストの低減が図られる。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：最新のICTの防災分野への更なる活用

【30年度概算要求額：799百万円（前年度244百万円）】

施策概要・目的

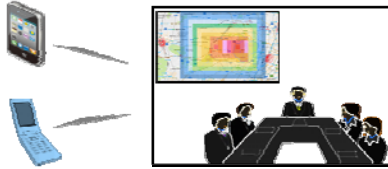
- 国、地方、民間企業の連携による情報共有と利活用に係るルール「災害情報ハブ」を踏まえ、最新のICTの防災分野への活用に向けた調査・検討
 - 物資調達・輸送調整等支援システムの拡充
 - 各府省庁や民間の保有する被害情報等を共有するシステムの運営、構築
 - マイナンバー制度を活用した被災者支援の推進
- 【各種計画との関連性】
- 経済財政運営と改革の基本方針2017第2章4. (5) ②
 - 未来投資戦略2017第2ⅡA. 1. (2)
 - 世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画第2部Ⅱ-1-(4). ②

施策イメージ・具体例

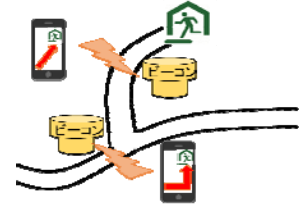
○最新のICTの防災分野への活用

携帯電話基地局や街中に設置されているビーコンなどの既存インフラから得られるデータを活用し、被災者動向を把握し、避難所等へ誘導するなど、防災分野へのICTの活用について検討する。

(携帯電話基地局活用のイメージ)



(ビーコン活用のイメージ)



○物資調達・輸送調整等支援システムの拡充

市町村の物資拠点や避難所までの物資の需要情報、供給状況を国、都道府県、市町村において共有できるようにシステムの拡充を行う。

○総合防災情報システムによる防災情報の収集体制の強化

他省庁等の保有する情報システムとの連携強化、災害情報のより迅速な収集機能の強化を図るため、昨今のIT技術の進捗を取り入れた次期システムの開発を行う。

○マイナポータル活用による被災者支援の推進

災害時の被災者支援に関する申請等手続について、被災者の利便性向上のため、遠隔地からでもマイナポータルを活用して電子申請を行うことができるよう、調査・検討を行う。

期待される効果

- 他機関が運用するシステムとの連携、昨今のIT技術の進捗に対応したシステムへの更改等による被害発生時の被災概要の早期把握等による迅速な災害対応の実施が図られる

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：民間事業者を含めた社会全体としての自助・共助による防災への取組

【30年度概算要求額：133百万円（前年度131百万円）】

施策概要・目的

○防災推進国民会議について

【背景】平成27年3月、第3回国連防災世界会議で採択された、「仙台防災枠組2015-2030」において、各政府は、ステークホルダーに対し、災害リスク削減に関して行動をとるよう奨励した。これを踏まえ、防災を推進する「防災推進国民会議」が設立され、国民の防災に関する意識向上に関し、広く各界各層との情報及び意見の交換並びに、その他の必要な連携を図ることとされた。

【施策概要】「防災推進国民会議」が国民の中で自助・共助の総合的な母体となるように、会員を通じて全国の国民にメッセージを浸透させる機能を最大限発揮させることを目指す。

○民間事業者の事前の備えについて

- ・事業者の災害リスクマネジメントに係る取組（防災経済）を継続して促す観点からは、個々の企業の自助努力だけでなく、民間の各主体が課題や情報を共有し、解決に向けた検討を継続的に進めていく枠組みの下で活動することが有効。
- ・こうした枠組みを通じた取組は多様な主体が関与するため、円滑な実行には課題もあることから、中立的な立場である国が全面的にバックアップするとともに、防災経済の推進に資する情報を収集・整理し、こうした枠組みに提供していく。

施策イメージ・具体例

○自助・共助による取組の情報発信機能の強化・拡充を図る

・自助・共助を推進する今後の指針となるわかりやすい原則を発表

(例) ジェンダー原則、ボランティア原則 等

・防災推進国民会議の内容を防災に関する最新情報、自助・共助に関するアイデア、教育コンテンツを提供するポータルサイト（「TEAM防災ジャパン」）を通じて発信し、広く国民に情報提供を行う。

・「防災推進国民会議」内の議員団体が有する自助・共助の経験、ノウハウを集積し、発信する。

(例) 企業BCP、地区防災計画 等

・「防災推進国民大会」を開催することで、国民各層の多様な団体・機関等を一堂に会し、知識や経験を共有し合う。



「防災推進国民大会」の様子

○多様な民間主体による枠組みを通じた事業者の災害リスクマネジメント向上への支援

平成29年度 枠組みの具体化に向けた検討への支援

平成29年度末 枠組みの具体化

平成30年度以降 具体化した枠組みを通じて、関係主体の取組状況や好例等の情報交換等を実施

○事業者の災害リスクマネジメント推進に資する情報の収集・整理・提供

平成30年度においては、事業者の災害に対する経済的な備えの意識向上を図る観点から、自然災害が事業等に与える影響に関する参考指標を整理・提供するとともに、中長期的には災害リスクの定量的な評価手法やその標準化に関する検討を行う。

期待される効果

- 首都直下、南海トラフ地震などの大規模災害に備え、行政が行う「公助」だけではなく、国民一人ひとりによる「自助」、地域の多様な主体による「共助」を広く国民に推進することで、日本の防災力の向上を図ることができる。
- 既に一定の備えをしている企業から、備えの意識が十分でない企業に至るまで、公助には一定の限界があることが認識されるとともに、災害リスクに対する自助・共助の意識が向上し、事業者全体の備えの取組が充実する。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：原子力防災対策の充実・強化

【30年度概算要求額：19,083百万円（前年度10,698百万円）、機構・定員要求】

施策概要・目的

- 13ある原子力発電所立地地域ごとに地域原子力防災協議会を設置し、関係省庁と地方公共団体が一体となって、地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化を進める。
- 原子力緊急事態を想定し、国、地方自治体、電力事業者等合同で原子力総合防災訓練を実施するとともに、県主催の防災訓練への参画・支援や国、自治体職員等の防災業務関係者への研修等により人材育成を推進。

(注) 「経済財政運営と改革の基本方針2017」における記載
“原子力災害対策については、避難計画の策定、訓練や研修等による人材育成、道路整備等による避難経路の確保、放射線防護施設の整備等の充実強化を推進する。”

施策イメージ・具体例

- 地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備等を支援。
- 地方公共団体における緊急時の体制強化に資する防災訓練の実施や、先進的防護体制構築のための取組を支援。
- 要配慮者施設の放射線防護対策や、避難をより円滑に実施するためのモデル実証事業等による原子力災害時の防護対策の多重化・充実化を支援。
- 国や地方公共団体等で中核となる防災業務関係者を育成するための研修事業を実施するとともに、原子力防災に関する最新の知見・技術の調査・研究等を実施。

原子力防災資機材の支援例



避難円滑化モデル実証事業



研修の実施(イメージ)



期待される効果

- 原子力災害時に必要な放射線防護対策や、訓練・研修等の充実・強化によって災害対応能力の向上を図ることで、原発立地地域の住民等の安全・安心を確保する。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：食品の安全性の確保

【30年度概算要求額：1051百万円（前年度961百万円）、機構・定員要求】

施策概要・目的

- 食品の安全性の確保のため、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正の立場から食品のリスク評価を適切に実施するとともに、分かりやすい情報提供や意見交換会の開催等を通じ食品安全に関するリスクコミュニケーションを推進。
- なお、「経済財政運営と改革の基本方針2017」では、「攻めの農林水産業の展開」の一環として「食の安全確保」が記載。また、「科学技術イノベーション総合戦略2017（29年6月閣議決定）」では、「国民の安全・安心を確保するための食品の安全性評価に係る調査・研究の推進や食物アレルギーなど新たな食品のハザードに係るコミュニケーション手法の検討」について記載。

施策イメージ・具体例

- 新たなリスク評価方法の導入の推進
国際的動向も踏まえより一層科学的に妥当性の高いリスク評価を行うため、コンピュータ (in silico) により化学物質の毒性を推定する方法等の新たな評価方法の導入を推進。
- 器具・容器包装のポジティブリスト制度（※）導入への対応
今後導入が予定されている器具・容器包装のポジティブリスト制度（30年度法改正予定）に対応し、既に器具・容器包装に使用されている既存物質や今後発生する新規物質のリスク評価を推進。（※）あらかじめ使用の科学的妥当性が確認された物質以外は原則使用禁止とする制度。
- 農薬等のポジティブリスト制度の暫定基準の見直しに向けた対応
農薬等のポジティブリスト制度導入時に設定された暫定基準の見直しに必要なリスク評価を加速化。
- 食物アレルギーに関するリスクコミュニケーションの推進
アレルギー疾患対策基本法に基づく政府方針を踏まえ、食物アレルギーのリスク評価に係るリスクコミュニケーションを推進。

期待される効果

- 新たなリスク評価方法の導入等を通じたリスク評価の適切な実施により、国民の健康保護の確保に寄与。
- 情報発信等を通じたリスクコミュニケーションの推進により、国民の食品リスクに関する正確な理解を促進し、健康被害の防止に寄与。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：消費者行政全般についての監視機能の強化

【30年度概算要求額：148百万円（前年度144百万円）、定員要求】

施策概要・目的

- 消費者委員会が、独立した第三者機関として以下の機能を果たす。
 - ・各種の消費者問題について自ら調査審議を行い、消費者庁を含む関係省庁の消費者行政全般に対して意見表明（建議等）を行う。
 - ・内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じて調査審議を実施する。
- 消費者委員会は、延べ約130名*の委員（臨時委員・専門委員含む）により、年間約100回の本会議や部会、専門調査会等を開催し、各種の消費者問題につき調査審議を実施。

* 平成29年1月1日現在

施策イメージ・具体例

- 消費者の利益の擁護及び増進の観点から、幅広い分野の重要な消費者問題について自ら調査審議を行い、関係省庁等に建議等の意見表明を行うとともに、建議等を受けた各省庁による法改正状況等のフォローアップを行い、必要に応じ対応の改善を求める。
- 消費者の利益の擁護及び増進の観点から、特定保健用食品の表示の許可、消費者基本計画の改定や各種の消費者関連法令の改正等に関し、諮問に応じた調査審議を行い答申を発出する。

（平成30年度以降の検討課題の具体例）

- 電力及び都市ガスの小売全面自由化が消費者にもたらす影響についてのフォローアップ
- 消費者庁や国民生活センターの徳島県での取組に関する成果の検証及び助言・提言（※）

（※）

- ・消費者庁は、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした消費者行政の発展・創造の拠点として、徳島県に「消費者行政新未来創造オフィス」を平成29年7月に開設。
- ・「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定）では、「消費者行政新未来創造オフィス」の取組について、3年後を目途に検証・見直しを行うこととなっており、消費者委員会は、①消費者庁及び（独）国民生活センターの徳島県での取組につき、消費者行政の進化等の観点から成果を検証し、助言・提言を行うこと、②その際、徳島県にて専門調査会を開催するなど、地方の現場の視点が反映されるような取組を行うこと、③3年後目途の検証・見直しに当たって、消費者行政の進化等の観点から意見を述べることで、が求められている。

期待される効果

- 消費者委員会による調査審議に基づく適時・的確な意見表明及びこれに関するフォローアップの着実な実施により、消費者行政全般についての監視・提言機能が有効に発揮され、消費者利益の更なる擁護・増進が図られる。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：死因究明等の推進

【30年度概算要求額：20百万円（前年度10百万円）】

施策概要・目的

- 高齢化に伴う「多死社会」化・「孤独死増加」等に対応し、我が国の死因究明体制を強化するとともに、大規模災害時における身元確認への取組等の強化のため、
- 「死因究明等推進計画」（平成26年6月13日閣議決定）に掲げる施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、その実施状況を検証・評価・監視する。
 - 地方公共団体をはじめとした地方における関係機関・団体に対し、死因究明等推進協議会の設置・活用に向けて協力するよう求める。

※経済財政運営と改革の基本方針2017（P26）及び『世界一安全な日本』創造戦略（P50）

施策イメージ・具体例

- 死因究明等推進計画に掲げる当面の重点施策
 - ①法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備
 - ②法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
 - ③死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上
 - ④警察等における死因究明等の実施体制の充実
 - ⑤死体の検案及び解剖の実施体制の充実
 - ⑥薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用
 - ⑦遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
 - ⑧死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
- 地方公共団体における死因究明等推進協議会は、平成29年7月末現在、24都道県で設置されており、引き続き、同協議会の設置・活用を要請

期待される効果

- 政府及び地方における死因究明等に係る実施体制の強化が図られる。
- 死因究明等に係る人材の育成及び資質の向上が図られる。
- 以上の取組により、犯罪・事故等の見逃し防止、国全体としての正確な死因把握や突然死・感染症の予防対応強化等の公衆衛生対策の強化、故人や遺族の権利・利益の確保、大規模災害時の身元確認の適切な運用が図られる。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：高齢運転者による交通事故防止対策

【30年度概算要求額：50百万円（新規）】

施策概要・目的

- 「高齢運転者による交通事故防止対策における関係閣僚会議」における安倍総理の指示を受け、対策の検討等を行い、本年6月に対策、数値目標等を取りまとめ、7月にはその対策を緊急かつ強力に推進することを交通対策本部の決定とした。
- 関係府省庁が連携して検討を進めてきた「改正道路交通法の円滑な施行」、「高齢者の移動手段の確保」、「安全運転サポート車の普及啓発」等に関する施策を更に推進するため、地域への普及を図る等の取組が必要である。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」に「高齢運転者対策などの交通安全対策等を進める」との記載が盛り込まれている。

施策イメージ・具体例

- 地域の高齢運転者のリーダー養成による普及啓発の推進
以下の内容を含む講習を実施し、地域のリーダーとなる高齢者等を養成。
 - ・参加、体験、実践型の講習
（目的：高齢運転者の運転特性等安全運転に必要な知識の普及）
 - ・安全運転サポート車の試乗
（目的：高齢運転者の安全運転に資する先進安全技術の普及）
 - ・免許返納後の移動手段に関して利用可能な支援策についての講習
（目的：運転に不安のある高齢者の運転免許返納を促進）等リーダーによる当該地域の高齢運転者への指導を通じて、高齢運転者による交通事故防止に関する普及啓発を総合的に推進する。
- 調査研究の実施
本年6月末に掲げた高齢運転者による交通事故に関する目標を達成するため、ワーキングチームで取りまとめられた各施策の目標数値への寄与や目標達成への課題等を把握するための適切な効果分析手法を検討する。

期待される効果

- 高齢運転者による交通事故死者数の減少。
参考：「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」の取りまとめにおいて設定された目標
平成32年までに200人以下（平成28年の実績値は266人）

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：国際平和協力業務の実施

【30年度概算要求額：100百万円（前年度100百万円）】

事業概要・目的

- 「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」に基づく国際平和協力業務等の円滑な実施に資するため、我が国が、国連等の要請等に基づき、国際連合平和維持活動や選挙監視活動等に参加することとなった場合、速やかに国際平和協力隊を設置し、隊員派遣を行っている。

事業イメージ・具体例

南スーダン国際平和協力業務
平成23年11月以降、国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に司令部要員（4名）を派遣し、UNMISS司令部における兵站・情報・施設・航空運用業務に関する企画及び調整を実施している。

期待される効果

- 日本から隊員を派遣し、派遣先国における紛争の解決、道路等の維持補修等のインフラ整備等、平和構築に寄与することにより、世界の平和と安定に貢献。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：国際平和協力のための人材育成

【30年度概算要求額：50百万円（前年度50百万円）】

事業概要・目的

○国際平和協力分野での活動経験を有した人材を、最長2年間の任期の国際平和協力研究員（非常勤国家公務員）として採用し、国際平和協力分野に関する調査・研究活動、選挙監視活動、広報活動等の業務に従事させることにより、能力の向上・人材育成を推進するとともに、事務局機能の強化を図る。

期待される効果

○国際平和協力研究員は、国際平和協力分野に関する能動的・主体的な調査・研究活動、選挙監視活動等に従事することにより、退職後は国連・国際機関等に勤務し、これまで事務局で培った能力を十分発揮することが、日本の国際平和協力分野における貢献となり、効果となる。

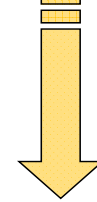
事業イメージ・具体例

人材育成

調査・研究業務の実施、各種研修への参加、関係機関とのネットワーク構築等を通じ専門的知見を深化・蓄積・発信。

事務局機能強化

調査・研究業務、選挙監視活動への参加等を通じて事務局機能強化にも貢献。



国連、国際機関等での活動

◎これまでの退職研究員（53名）の就職先例

- ・国連・アフリカ連合同合同ミッション（UNAMID）政務官
- ・世界食糧計画（WFP）東ティモール事務所
- ・国連コソボ暫定行政ミッション（UNMIK）政務官
- ・国連スーダンミッション（UNMIS）選挙支援担当官
- ・国連ソマリア政治事務所（UNPOS）DDR担当官
- ・国連アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）ガバナンス担当官

など、退職者の約半数が国連・国際機関に就職

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：人道救援物資の備蓄

【30年度概算要求額：180百万円（前年度180百万円）】

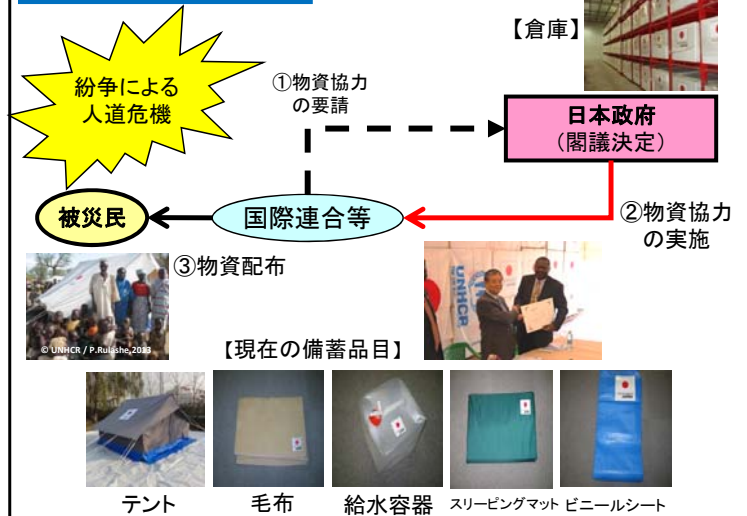
事業概要・目的

○人道的な国際救援活動を行っている国際連合等からの要請に対し、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」に基づく物資協力を迅速・的確に実施するため、平成9年度から人道救援物資の備蓄を行っている。

期待される効果

○備蓄物資を利用し、国際連合等からの要請に応じた迅速・的確な物資協力を実施することにより、紛争被災民の生存を確保し、国際平和に向けた努力に貢献している。

事業イメージ・具体例



○平成25年12月、国際移住機関によるシリア難民救援活動に協力するため、備蓄物資を利用したテント、給水容器、毛布等の物資協力を実施。

○平成26年3月、国際連合南スーダン共和国ミッションの活動に協力するため、備蓄物資を利用したテント及びビニールシートの物資協力を実施。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：拉致被害者等への支援 【30年度概算要求額：357百万円（前年度349百万円）】

施策概要・目的

平成26年度に改正された「拉致被害者等支援法」等に基づき、帰国拉致被害者等の自立促進・生活再建のほか、その老齢時における良好かつ平穏な生活の保障等のための支援を行う。

また、拉致被害者等が新たに帰国する場合には、その状況に応じ、拉致被害者等に対する施策について所要の検討を行う。

施策イメージ・具体例

○拉致被害者等給付金

帰国した被害者等が1人の世帯で17万円、2人いる世帯で24万円を基本とし、以降1人増えるごとに3万円を加算し、所得により調整を行う（支給期間10年）。また、大都市居住の場合の地域間の調整や子の配偶者等への扶養加算などを行う。

○老齢給付金等の給付

帰国拉致被害者等の老齢時における良好かつ平穏な生活を保障するための老齢給付金、65歳以上で帰国した拉致被害者に65歳から帰国した時点までの国民年金相当額の特別給付金の支給、子供の国民年金保険料の追納支援等を行う。

○委託費

派遣形式による指導業務（社会適応・日本語指導、生活自立指導）や社会体験研修、地域交流事業などを被害者等が居住する地方公共団体（県・市町村）に委託する。また、日本語の不自由な高齢者を想定した生活相談といった委託事業も行う。

期待される効果

帰国された拉致被害者等の、早期の自立、生活基盤の再建、社会適応等に資するほか、高齢の帰国拉致被害者等の老後の生活を保障し帰国の促進に資することとなる。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：遺棄化学兵器の発掘・回収及び廃棄 【30年度概算要求額：393百万円（前年度362百万円）】

施策概要・目的

○化学兵器禁止条約（平成9年4月29日発効）に基づき、中国において、旧日本軍が遺棄した化学兵器の処理事業を実施。

各地発掘・回収事業

2000（平成12）年9月、黒龍江省北安市にて発掘・回収事業を開始。現在までに中国各地から約5.8万発の遺棄化学兵器を発掘・回収。

移動式廃棄処理事業

2010（平成22）年10月、江蘇省南京市にて廃棄処理を開始。
2012（平成24）年12月、河北省石家荘市にて廃棄処理を開始。
2013（平成25）年8月、35,681発を廃棄し、南京市での事業を終了。
2014（平成26）年12月、湖北省武漢市にて廃棄処理を開始。
2015（平成27）年7月、264発を廃棄し、武漢市での事業を終了。
2017（平成29）年1月、2,567発を廃棄し、石家荘市での事業を終了。

ハルバ嶺における発掘・回収及び試験廃棄処理事業

2005（平成17）年12月、約30～40万発の遺棄化学兵器の埋設が推定される目を化学兵器禁止機関(OPCW)に報告。
2012（平成24）年11月、発掘・回収を開始。
2014（平成26）年12月、試験廃棄処理を開始し、9,015発を廃棄（2017（平成29）年8月2日現在）。

施策イメージ・具体例

○各地発掘・回収等事業 72.8億円（64.5億円）

平成12年度から実施している中国各地（ハルバ嶺を除く）での遺棄化学兵器の発掘・回収等を引き続き実施。平成30年度は黒龍江省尚志市等で実施予定。

○移動式廃棄処理事業 36.1億円（53.1億円）

平成22年度から移動式処理設備による廃棄処理を行っており、平成24年度に2基目の同設備を導入し、廃棄処理を開始。平成30年度はハルビン市での廃棄処理を実施予定。

○ハルバ嶺事業 249.0億円（218.3億円）

推定30～40万発の遺棄化学兵器が埋設されているとされる吉林省ハルバ嶺で発掘・回収、試験廃棄処理等を実施。平成26年12月より試験廃棄処理を開始し、平成30年度も引き続き処理を予定。



期待される効果

○化学兵器禁止条約の履行。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：北方領土問題にかかる国民世論の啓発等

【30年度概算要求額：2,010百万円（前年度1,607百万円）】

施策概要・目的

- 北方領土（歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島）は、歴史的にみても一度も外国の領土となることがない我が国固有の領土であり、国際的諸取り決めからみても、我が国に帰属すべき領土であることは疑う余地がなく、北方領土の返還実現のためには、すそ野の広い返還運動に粘り強く取り組み、幅広い国民世論を結集して、外交交渉を後押ししていくことが重要である。
- 北方領土問題解決のための環境整備を目的として、北方四島交流事業の実施を支援し、日本国民と四島在住ロシア人との相互理解を図る。

施策イメージ・具体例

- 独立行政法人北方領土問題対策協会と連携し、特に相対的に理解と関心が薄い若い世代を中心とした国民への啓発の供花・充実に努める。このため、教育関係者への働きかけを強化するとともに、イメージキャラクター「エリカちゃん」などをSNS等を通じ積極的に展開、周知し、この問題をより身近に感じていただくように努める。
- 北方四島交流事業を安全かつ着実に実施する。ビザなし交流事業については、本来の目的に資するものとなるよう引き続き検討していく。

期待される効果

- 幅広い国民世論の啓発、特に若い世代への啓発を強化することは、国民運動である北方領土返還要求運動を盛り上げていく上で、極めて重要な効果がある。
- 北方四島交流事業の着実な実施は、元島民とその家族への故郷への自由な訪問を実現させ、また、ビザなし交流事業を通して四島在住ロシア人の北方領土問題に対する理解を促し、北方領土問題解決の環境整備として、極めて重要な効果がある。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：総合的・戦略的な海洋政策の推進

【30年度概算要求額：6,077百万円（前年度5,210百万円）】

施策概要・目的

- 平成19年に海洋基本法が制定されて以来、海洋基本計画を策定し、総合海洋政策本部を中心に海洋政策の推進を図ってきているところ。
- 30年春を目途に策定される次期「海洋基本計画」に基づき、海洋の安全保障、海洋の産業利用の促進、海洋環境の維持・保全、海洋人材の育成等について、必要な総合調整等を行い、総合的な政策推進を図る必要がある。
- ※海洋状況把握（MDA）については、経済財政運営と改革の基本方針2017において、「海洋に関する事象を効果的に把握する体制の確立（中略）に取り組む。」とされています。また、未来投資戦略2017では、「我が国の海洋状況把握（MDA）における海洋情報の集約・共有・提供の基盤の一つとなる「海洋状況表示システム」の整備等を推進する」とされている。
- ※離島の保全等については、経済財政運営と改革の基本方針2017において、「国境離島の保全・地域社会の維持等に取り組む」とされている。

施策イメージ・具体例

企画・立案及び総合調整を行う施策例（海洋基本計画）

- 海洋資源の開発及び利用と海洋環境の保全との調和
- 海洋環境の保全等
- 海洋の安全の確保
- 海洋科学技術に関する研究発表の推進等
- 海洋調査の推進
- 海洋状況把握（MDA）の体制確立
※内閣府においては、「海洋状況表示システム」等における情報共有・提供に係る諸制度の課題の整理、先進的な調査・監視技術の導入等についての調査・検討を行う。
- 海洋産業の振興及び国際競争力の強化
- 安定的な海上輸送の確保
- EEZ等の開発推進
- 沿岸域の総合的管理
- 離島の保全等
※内閣府においては、国境離島の保全・地域社会の維持のための取組を推進するため、調査・検討及び交付金による支援等を行う。
- 海洋に関する国際的協調
- 海洋教育の充実及び海洋に関する理解の増進

期待される効果

- 30年春を目途に策定される次期「海洋基本計画」に基づき、海洋産業の振興や海洋の安全確保、EEZ等の管理、海洋状況把握等において、各省横断的な総合的・戦略的な海洋政策の前進が期待される。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：海洋状況把握（MDA）の体制確立

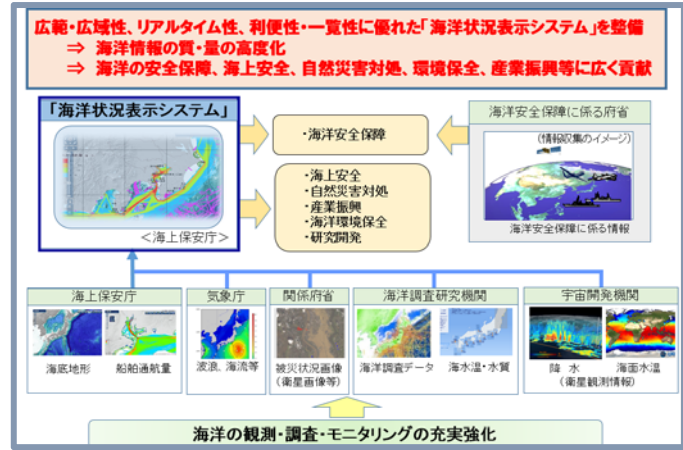
【30年度概算要求額：21百万円（前年度15百万円）】※「総合的・戦略的な海洋政策の推進」に係る予算の内数

施策概要・目的

- 海洋状況把握（MDA）は、海洋における脅威に迅速・適切に対処し、効率的な海洋政策を推進するために、海洋安全保障、海上安全、海洋環境保全等に資する海洋情報を共有することで、海洋状況を効果的・効率的に把握する取組。
- 我が国のMDA体制確立のためには、政府全体として、海洋監視・観測体制の強化や、情報共有システムの整備等に取り組む必要があり、これに関連して、情報共有・公開に係る諸制度の課題整理や、先進的な海洋調査・監視技術の導入等について調査・検討を行っていく必要がある。
- なお、MDAについては、経済財政運営と改革の基本方針2017において、「海洋に関する事象を効果的に把握する体制の確立（中略）に取り組む。」とされている。また、未来投資戦略2017では、「我が国の海洋状況把握（MDA）における海洋情報の集約・共有・提供の基盤の一つとなる「海洋状況表示システム」の整備等を推進する」とされている。

施策イメージ・具体例

○OMDAの体制確立のため、内閣府において「海洋状況表示システム」等における情報共有・提供に係る諸制度の課題の整理や、関係府省や民間からのユーザーニーズを踏まえた、先進的な調査・監視技術の導入等についての調査・検討を行う。



期待される効果

- 関係府省や民間のニーズを踏まえた、より適切な海洋情報の取得・共有体制を構築することにより、海洋安全保障や海上安全、災害対処等の様々な事態への適切かつ効果的な対応に資するとともに、政府等が所有する多様な海洋情報の海洋環境保全や海洋産業等における活用促進が期待される。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：国境離島の保全・地域社会の維持のための取組の推進

【30年度概算要求額：5,901百万円（前年度5,047百万円）】※「総合的・戦略的な海洋政策の推進」に係る予算の内数

施策概要・目的

- 国家安全保障戦略に基づき、国境離島の保全、管理及び振興に積極的に取り組むとともに、国境離島における土地所有の状況把握に努め、土地利用等の在り方について検討する。
- 「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、有人国境離島地域が有する我が国の領海等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する取組を推進する。

※「経済財政運営と改革の基本方針2017」第2章 5. (1) 外交・安全保障

②安全保障（抄）

「海洋に関する事象を効果的に把握する体制の確立や領海警備・海洋監視・海洋調査等の強化、国境離島の保全・地域社会の維持等に取り組む。」

施策イメージ・具体例

- 国境離島の保全
領海保全及び海洋権益確保の観点から、国境離島について、
 - ・不動産登記簿を確認し、相続登記未了など所有者不明と思われる土地や居住者が海外にあるなど外国人等が所有していると思われる土地など、土地所有の状況を調査する。
 - ・土地利用等の在り方について、有識者の意見も聴取しながら検討する。
- 特定有人国境離島地域の地域社会の維持
 - ・関係地方公共団体が実施する航路・航空路運賃の低廉化、物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充、滞在型観光の促進の取組について支援を行う。特に、観光客の誘客を図るための取組を強化する。
 - ・特定有人国境離島地域において創業・事業拡大を行う民間事業者等に対する事業のスタートアップ融資を行う地域金融機関等に対して利子補給を行う。
 - ・関係地方公共団体等に対し、六次産業化・特産品開発や観光施策等に関し、専門家等によるアドバイス等を実施するとともに、地域横断的なプロジェクトを推進する。

期待される効果

- 国境離島の土地所有の状況把握等により、国境離島の保全の強化につながる。
- 特定有人国境離島地域の人口減の抑制、新規雇用者数の増加及び、観光客等交流人口の増加などが期待される。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：「明治150年記念世界青年の船」事業

【30年度概算要求額：708百万円（前年度487百万円）】

施策概要・目的

- 明治150年を機に、明治期に生きた人々の拠り所となった歩みや精神を捉え、「日本の強み」を改めて認識し、現代に活かすことで、我が国の更なる発展を目指すための施策の推進が求められている。
- また、グローバル化が進展する中で、あらゆる分野で国境を越えた協力・調整・交渉が不可欠となっており、国際社会・地域社会等で、その対応を牽引・指導する次世代リーダーが求められている。
- こうした観点から、日本の強み（優れた技術・文化等）についての十分な知識の習得と、外国青年との議論を通じて日本の良さを発信できる青年を育成する。
- また、参加青年の国際的視野を広げ、各分野でリーダーシップを発揮して社会貢献を行うことができる青年を育成するとともに、国境を越えた人的ネットワークを構築する。

※「若者の国際理解を促し、グローバル化に対応したリーダーシップ能力、異文化対応力を育成するとともに、日本人としてのアイデンティティの確立を図るため、国内外の青少年の招聘・派遣等を通じた国際交流の機会を提供する」（「子供・若者育成支援推進大綱」（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定））

※「明治150年関連施策を推進する（以下略）」（「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定））

施策イメージ・具体例

- 日本青年約150人と外国青年約132人（11か国）による以下の研修を実施し、国際社会・地域社会で活躍できる次世代リーダーを育成するとともに、外国青年とのディスカッション等を通じて、あらゆる分野における「日本の強み」を世界に発信する。※参加費免除枠を拡充
- (1) 自宅研修
日本青年を対象に、eラーニングによる各テーマの専門的知識の強化を行う。
- (2) 陸上研修
合宿形式で、各テーマにおける日本の現状について、日本青年から外国青年に説明、各テーマの専門家によるセミナーの受講等を通じて、船内におけるディスカッションの実践に向けた準備等を行う。
- (3) 船上研修
ディスカッション、自主企画、文化紹介等を通じて、グローバル化に対応するために必要な訓練を行う。
- (4) 寄港地活動
岩倉使節団の足跡を辿り、中東、スリランカ、シンガポールに寄港し、訪問国政府首脳への表敬、訪問国の地元青年との意見交換等を行うとともに、新規に国内寄港地を設け、沖縄科学技術大学院大学において意見交換等を実施する。

期待される効果

- 国際社会・地域社会で活躍する次世代リーダーを育成することにより、日本のあらゆる分野において成長・発展に繋がる。
- 戦略的重要国等との関係強化及び外国青年との強い結びつきによる人的ネットワークを形成する。
- 人材育成を通じ、我が国に親近感を持つ外国青年を増やすとともに平和的・効果的な国際貢献を実現する。
- 事業後の社会貢献活動により地域・職域へ成果が還元される。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：特定非営利活動法人（NPO）活動の促進

【30年度概算要求額：85百万円（前年度85百万円）】

施策概要・目的

- 特定非営利活動促進法施行後17年以上が経過する中、全国における特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の認証数は5万を超え、福祉、教育・文化、まちづくりなど様々な分野でその活動が広がっており、多くのNPO法人が活躍している。
- また、人口減少、高齢化等が本格化し、社会的課題が複雑化・多様化する中、自助・自立を第一としつつも、共助の精神によって、人々が主体的に支え合う活動を促進することで、活力ある共助社会づくりを推進することが必要であり、NPO法人はその重要な担い手である。
- 平成28年6月には、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が成立し、認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮、NPO法人に対する貸借対照表の公告義務及び情報の積極的な公表の努力義務等が規定された（改正法は一部を除いて平成29年4月1日に施行）。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」では、「NPOの活動などを通じ、活力あふれる共助社会づくりを推進する。」と明記されている。
- 上記を踏まえて、法の所管庁としての立場から、特定非営利活動促進法の適切な運用及び活力あふれる共助社会づくりの推進を図る。

施策イメージ・具体例

- **NPO法人の認証・認定制度の適切な運用推進**
円滑な法執行を進めるため、都道府県・政令市担当職員と情報交換や意見交換を行う地方ブロック会議を実施する。
- **市民活動促進に向けた調査・研究**
NPO法人等の実態把握のための調査及び民間公益活動の実態に関する調査等を実施する。
- **NPO法人の活動の積極的な情報公開の推進**
法改正によって、新たにNPO法人及び所轄庁に対し、内閣府のNPO法人情報ポータルサイトへの活動状況に関する情報掲載の努力義務が課された。
このため、NPO法人の積極的な情報公開を推進し、透明性の向上に資するよう内閣府NPOホームページの情報公開システムの機能向上に引き続き取り組む。

期待される効果

- 共助社会の担い手であるNPO法人の更なる活動の拡大やNPO法人活動の積極的な情報公開の更なる推進により、NPO法人及びNPO法人制度への信頼性向上につながることを期待される。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：休眠預金等に係る資金の活用による民間公益活動の促進

【30年度概算要求額：93百万円（前年度50百万円）】

施策概要・目的

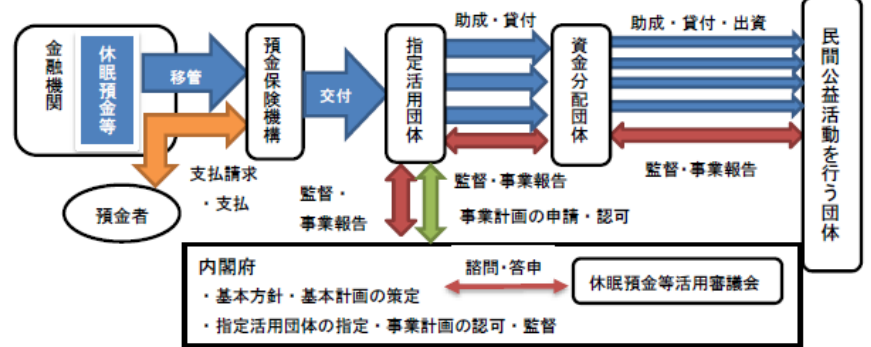
- 平成28年12月に、議員立法により、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」が成立し、同法に基づき、平成29年4月に内閣府に休眠預金等活用審議会が設置。
- 平成29年5月には、第1回審議会が開催され、休眠預金等の活用に関する意義や目標等を定める基本方針の策定に向けて、現在審議を行っている。その後、基本方針に基づく指定活用団体の指定や基本計画の検討等を行う。

※経済財政運営と改革の基本方針2017(抄)
 成果志向の事業遂行を促進する社会的成果（インパクト）評価の推進や民間資金の活用により、社会的課題解決の取組に民間の人材や資金を呼び込むとともに、～(略)～、活力あふれる共助社会づくりを推進する。休眠預金等の活用に向け、来春を目途に基本方針を策定する。

施策イメージ・具体例

- 休眠預金等活用審議会の運営、社会的インパクト評価の推進等
 平成30年春を目途に基本方針を策定した後、指定活用団体の指定、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定基準等を定める基本計画案の検討等を行う。また、社会的課題解決に意欲的に取り組む団体の活動の成果を可視化する社会的インパクト評価の推進を図り、当該団体の事業の改善・組織力の強化を推進するほか、休眠預金等活用の制度構築に向けて社会的インパクト評価の活用を図る。

(参考) 休眠預金等の移管・管理・活用の仕組み



期待される効果

- 法律に基づき設置された休眠預金等活用審議会の事務局機能を担いつつ、休眠預金等に係る資金の活用について公正かつ透明な制度構築を図ることにより、民間公益活動の促進に資することが期待される。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：政府の重要施策等に関する広報（国内）

【30年度概算要求額：6,980百万円（前年度4,701百万円）】

施策概要・目的

- 政府の重要施策や基本方針について、国民の一層の理解を得ることが必要不可欠であることから、官邸主導の下、その必要性、内容等について、マスメディア等を活用した広報を実施する。
- 広報実施に当たっては、クロスメディアの手法を活用した効果的な広報を実施し、実施の都度、適切な効果検証を行って、より高い広報効果を得られるようにする。
- 各府省の行う自省庁広報と連携し、役割分担を行いながら、効果的かつ重点的な実施を図る。
- 緊急を要する広報が必要となる場合にも、ニーズに応じた広報を追加的に実施する。
- 基本的な国民の意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を把握し、政府施策の企画・立案等に資することを目的とした、世論調査を実施する。

施策イメージ・具体例

- 人づくり革命や働き方改革を含む一億総活躍社会の実現等の政府の取組について国民の一層の理解が得られるよう広報を実施します。実施に当たっては、インターネット、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の各種媒体の活用等により、ターゲットを明確にして戦略的な広報を実施します。
- 広報実施前に、政策理解の増進、施策に関する情報提供、注意喚起など、広報テーマごとに主たる広報目的を設定する。広報実施後に、効果測定を行い、訴求ポイントが訴求対象に伝わったのか、広報の目的が達成できたのか等を評価し、次の広報に役立てるPDCAを行う。また、適切な媒体、出稿回数等を年に1回見直し、効果的・効率的な広報媒体の選定に役立てる。
- 各府省からの要望を受け、調査目的などを考慮のうえ重要な調査内容を選定し、一般競争入札により調達した民間事業者に委託して世論調査を実施して。要望があった府省と協議し、調査票の作成等を行い、調査結果については、ホームページに掲載し、全て公表している。

期待される効果

- 政府の情報発信の強化が期待され、重要施策や基本方針に関する国民への理解増進が期待される。
- 危機管理など緊急を要する広報への対応が期待される。
- 公正な世論を把握することにより、政府は施策の立案、実施に役立てて、行政の民主化及び能率化と行政費の軽減を図ることが期待される。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：政府の重要施策等に関する広報（国際）

【30年度概算要求額：4,200百万円（前年度3,600百万円）】

施策概要・目的

○最近の我が国の領土・主権を取り巻く厳しい情勢等を踏まえ、国際世論に影響力を有する政財官学のオピニオンリーダー等をはじめとして、正しい事実関係や我が国の立場、我が国が国際社会において果たしてきた役割に関する認識を拡げる必要がある。

○日本経済の再生に向けて、我が国企業等のグローバルな活動を推進するとともに、我が国への投資を促進するため、各国企業CEO等の間において、アベノミクスをはじめ、我が国の政策に関する理解と支持を得ていく必要がある。

○このため、対象地域や対象層を見定めつつ、官邸を司令塔として関係府省庁間の連携を確保しながら、民間のノウハウも最大限活用し、あらゆる広報ツールを活用して国際社会に対する日本の発信力を強化し、戦略的・機動的な国際広報を行う。

施策イメージ・具体例

①国内外のシンクタンクや実務経験者等との連携

国内外のシンクタンクや実務経験者等と協力し、日本関連のシンポジウムの開催など内外の有識者や企業等に対する討論型の海外発信の後押しや、草の根レベルの日本の魅力発信を積極展開する。

②日本の魅力を発信し対日理解を促進する資料等の整備

我が国の魅力や正確な事実関係を伝えるため、領土・主権に関する分かりやすい動画の作成・拡散、論文・書籍等の英訳・海外出版（Japan Library文庫）等により、海外の政財官学での我が国の正しい立場の理解を促進し、浸透を図る。

③海外での特定のイベントの際の日本PR

総理外遊時等のわが国に注目が集まる重要広報機会を活用して、官邸主導により、我が国の強みや魅力、基本的な政策等の発信を行うイベントや、地域の多様な経済活動等を発信する海外セミナー等を開催する。

④海外テレビ、SNSやIT活用等による国際広報の強化

日本政府広報誌（“We Are Tomodachi”など）、日本政府公式HP（JapanGov）、各種動画等を制作し、我が国政府・企業・個人の活躍ぶりや我が国の立場・政策を直接発信する。さらに、海外テレビや新聞・雑誌における広告記事展開、特集の制作支援などの従来のPR方策を継続するとともに、ウェブ広告やSNSによる動画や記事の拡散などのIT広報を大幅に強化し、国際広報を一層戦略的・機動的に行う体制を確立する。更に効果測定として、対象地域や対象層毎に定量・定性指標を活用し、理解度等の変化を検証する。

期待される効果

○諸外国において、様々な場面で日本に関する発信を質・量ともに充実させることで、我が国の発信力の強化が図られる。

○諸外国の間で我が国に関する理解度（領土・主権をめぐる情勢含む）、好感度、プレゼンスが増大することで、我が国の外交力が強化されるとともに、我が国企業等の活動や対日投資が促進され、日本経済の再生に資することとなる。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：栄典事務の適切な遂行

【30年度概算要求額：2,689百万円（前年度2,693百万円）】

事業概要・目的

○栄典は、日本国憲法第7条に規定する国事行為として、内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるもの。明治9年度から事業が開始され、賞勲局では、これに関する審査、伝達等の事務を行っている。

(1) 勲章

- ①春秋叙勲 春（4月29日）、秋（11月3日）の発令ごとに概ね4,000名
- ②危険業務従事者叙勲 春、秋の発令ごとに概ね3,600名
- ③高齢者叙勲 春秋叙勲未受章の功労者で年齢88歳に達した者に対して毎月1日付け発令
- ④死亡叙勲 功労者が死亡した時（閣議開催の都度）等

(2) 褒章

- ①春秋褒章 春、秋の発令ごとに概ね800名
- ②紺綬褒章 公益のため私財（500万円以上）を寄附した者を対象に毎月月末の閣議の翌日発令

事業イメージ・具体例

- 褒賞品製造経費 26.5億円（26.6億円）
春秋叙勲、春秋褒章等において、受章者又はその遺族に授与される勲章、褒章及び賜杯等の製造購入経費。
- 叙勲事務電算化等経費 0.4億円（0.3億円）
栄典事務の効率化・迅速化に資するための栄典事務効率化システムに受章者等に関するデータの蓄積・保存を行うため、また、春秋叙勲者名簿等を電算処理するための経費。



平成29年春の叙勲大綬章親授式（平成29年5月9日皇居正殿松の間）

期待される効果

- 栄典の授与とは、日本国憲法第7条に規定する国事行為として内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるもの。
- 国家又は公共に対し功労のある方、社会の各分野における優れた行いのある方などを表彰する重要な制度。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：公文書管理制度の適正かつ円滑な運用の推進等

【30年度概算要求額：405百万円（前年度113百万円）、定員要求】

施策概要・目的

- 健全な民主主義の根幹を支える基盤となる公文書管理制度について、公文書管理の質の向上に向けた不断の取組を進める。
- 国立公文書館について、平成29年度に関係機関と調整の上策定した基本計画を踏まえ、平成30年度においては基本設計に着手し、新たな施設の建設に向けた具体的な取組を推進する。

※「経済財政運営と改革の基本方針2017」第2章2.（5）①文化芸術立国（抄）
明治150年関連施策を推進するとともに、国立公文書館について、展示等の機能の充実に向けて、既存施設との役割分担を図りつつ新たな施設の建設に向けた取組を推進する。

施策イメージ・具体例

- 1 公文書管理の質の向上
 - 各府省庁が実施する研修について、公文書管理担当者のみならず全ての職員を対象とするeラーニング教材の配布等、受講率向上に向けた効果的手法を検討の上導入し、各行政機関等の職員の公文書管理に対する意識を高め、各行政機関等における公文書管理の質の向上を図る。
- 2 新たな国立公文書館の建設に向けた取組
 - 平成29年度に策定した基本計画を踏まえ、平成30年度においては、基本設計に着手し、関係機関と調整しつつ、新たな施設の建設に向けた具体的な取組を推進する。

期待される効果

- 民主主義の根幹を支えるとともに、過去から現在、そして未来へと国の歴史や文化を引き継いでいく貴重なインフラである公文書等を適切に管理・保存し、利活用していくための環境の整備が着実に進展し、現在及び将来の国民に対する説明責任を全うすることにつながる。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：公益法人制度の適正な運営の推進

【30年度概算要求額：671百万円（前年度586百万円）】

施策概要・目的

- 「民による公益の増進」を図る。
- そのために、
 - ・ 公益法人制度に対する信頼の確保
 - ・ 公益法人の自己規律の確立、事業の適正な運営の確保
 - ・ 寄附文化の醸成を図るための取組等を進める。

施策イメージ・具体例

- 行政庁として、公益認定等委員会の判断に基づき、公益認定基準の適合性を判断し、処分（認定又は不認定）を行う。
- 公益法人の適正な運営の確保のため、立入検査の実施を含め、適時・適切な監督を行う。
- 公益法人の自律的な法人運営の確立を助けるため、個別法人の事情に対応できるような相談会や基本セミナー等を行う。
- 寄附文化の醸成に向けて、公益法人に寄附を行った場合の税制上の優遇等、公益法人に係る税制の周知・広報等を行う。
- 公益法人が行政庁に対し毎年度の事業報告等を提出する際等に利用する公益認定等総合情報システムを見直し、利便性の向上とデータ利活用を図る。

期待される効果

- 公益法人による自律的な法人運営と行政庁による適時・適切な監督が相まって、「民による公益の増進」が図られる。
- 公益認定等総合情報システムの見直しにより、行政手続に係る公益法人の負担の軽減を図るとともに、データの利活用により公益法人の状況の適時の把握を可能とする。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：官民の人材交流の円滑な実施のための支援等

【30年度概算要求額：129百万円（前年度68百万円）】

施策概要・目的

- 官民の人材交流の円滑な実施のための支援
- 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援

施策イメージ・具体例

- 官民の人材交流の円滑な実施のための支援
官民の人材交流の円滑な実施のための支援として、①府省等及び民間企業等に対する情報提供等並びに②官民人材交流に関する制度及びその運用状況に関する広報・啓発活動を実施する。
- 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援
早期退職募集に応じて、応募認定退職をする者を対象として、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。加えて、再就職規制に関する全省庁調査報告書を踏まえ、公務部門で培ってきた能力や経験を活用する観点から、効果的な再就職支援について分析・検討を行う。

期待される効果

- 官民人事交流に関する情報提供及び制度等の広報・啓発活動により、官民の人材交流の円滑な実施が図られる。
- 国家公務員の希望や能力、適性に応じた公正・透明な再就職を促進する。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：再就職等規制に関する監視等

【30年度概算要求額：54百万円（前年度50百万円）】

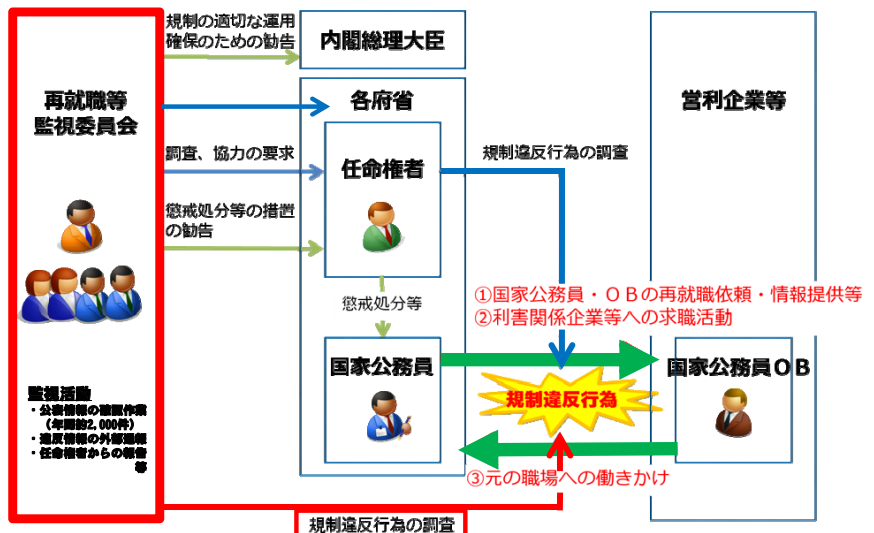
施策概要・目的

- 再就職等監視委員会は、国家公務員法及び自衛隊法に規定する再就職等規制の監視機関として、中立・公正の立場で以下の事務を担保。
 - ①再就職等規制違反行為についての調査。
 - ②内閣総理大臣、任命権者に対する勧告。
 - ③再就職等規制の例外承認。
- 委員長及び委員は独立してその職権を行使。

施策イメージ・具体例

- 恒常的な監視活動から違反行為の疑いを把握し、厳正に対応。

再就職等規制の監視



期待される効果

- 再就職等規制に関する監視・調査活動等に万全を期すことにより、国家公務員の再就職に関する国民の疑念の払拭を図ることができる。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：特定秘密の指定等の適正を確保するための措置

【30年度概算要求額：205百万円（前年度216百万円）】

施策概要・目的

○独立した公正な立場において、特定秘密の指定及びその解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って適正に行われているか検証・監察を行う。

○厳正かつ継続的な検証・監察を行い、特定秘密保護法の適正な運用が確保されることにより、「経済財政運営と改革の基本方針2017」第2章5.（1）外交・安全保障の取組が促進される。

施策イメージ・具体例

独立公文書管理監及び情報保全監察室の任務・権限や各行政機関との関係については、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定）において、以下の事項等が定められている。これに基づき、現在、特定秘密の指定等の検証・監察を進めている。

- ①行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出・説明を求め、実地調査をすることができる。
 - ②特定秘密の指定等が法令に従って行われていないと認めるときに、是正を求める。
 - ③行政機関の長は、独立公文書管理監に対し、特定秘密指定管理簿の写しを提出するとともに、年1回、特定行政文書ファイル等（※）の管理に関する事項を報告する。
 - ④通報窓口を設置し、特定秘密を取り扱う者からの通報を処理する。
 - ⑤年1回、独立公文書管理監等がとった措置の概要を総理に報告し、公表する。
 - ⑥特定秘密の指定等の適正を確保するために、専門的技術的知識及び能力の維持向上に努める。
- ※特定行政文書ファイル等とは、「行政文書ファイル管理簿に記載された行政文書ファイル等のうち特定秘密である情報を記録するもの」をいう。

期待される効果

○特定秘密保護法の適正な運用の確保。